

# 対馬市海岸漂着物対策推進行動計画



平成27年3月



長崎県対馬市

表紙の写真：対馬市の浅茅湾



# 目次

はじめに

1. 基本方針	1
2. 関係法令・計画の概要	1
2.1 海岸漂着物処理推進法の概要	1
2.2 長崎県海岸漂着物対策推進計画の概要	4
3. 対馬市の海岸漂着物対策の現状と課題	6
3.1 対馬市内の海岸漂着物の回収に関わる現状と課題	8
3.1.1 海岸清掃活動状況	8
3.1.2 海岸清掃体制～官民の連携と協働による役割分担、情報の集約と共有～	9
3.1.3 海岸清掃活動への行政の支援	10
3.2 対馬市の海岸漂着物の処理に関わる現状と課題	10
3.2.1 回収した海岸漂着物の処理	10
3.2.2 有効利用	11
3.2.3 漂着ごみの（回収・）処理に関わる費用	11
3.3 対馬市の海岸漂着物対策の発生抑制等に関わる現状と課題	12
3.3.1 啓発普及	12
3.3.2 発生抑制対策	13
4. 「対馬市海岸漂着物対策推進行動計画」の立案	15
4.1 立案方針	15
4.2 対馬の海岸の将来像	15
4.3 「対馬市行動計画」の目標の設定	15
4.3.1 海岸漂着物の円滑な回収・処理の推進	15
4.3.2 発生抑制対策の積極的な推進	15
4.4 「対馬市行動計画」の見直し	15
4.5 対馬市の海岸漂着物に関わる体制作り	18
4.5.1 対馬市の関連計画・指針等での記載	18
4.5.2 対馬市の海岸漂着物の回収・処理体制作り	19
4.6 海岸漂着物対策推進に関わる計画作り	38
4.6.1 計画策定の考え方	38
4.6.2 短期的取組事項	39
4.6.3 中長期的取組事項	42

## 【参考資料】

- ・ 補助金等に関わる資料
- ・ 海岸漂着物に関わる国の法律および長崎県の地域計画等
- ・ 対馬市の計画・指針等



## はじめに

四方を海で囲まれている対馬市や大陸に近い長崎県の離島等においては、近年、各地の海岸で日本や近隣諸国で発生したごみが大量に漂着しており、生態系を含む海岸環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、それらによる漁業への影響等が危惧されている。

このような状況を受け、国は海岸における良好な景観と環境を保全するために、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年 7 月 15 日法律第 82 号。以下、「海岸漂着物処理推進法」という）を施行した。長崎県は、これを受けて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」（以下、「長崎県地域計画」という）を策定し、総合的な海岸環境の保全を図ることとしている。

対馬市は、地理的に大陸に近く、対馬暖流や季節風の影響を受けて、全国的に見ても海岸漂着ごみの量が多い。このため、これまで対馬市においては、環境省予算による複数の漂着ごみ関連の調査や回収事業のほか、地域の民間団体等による海岸清掃活動が実施されてきた。しかし、これらについては限定的な規模あるいは一時的な措置のために、海岸環境保全の観点から、十分な海岸清掃活動になっっているとは言えず、対馬市の海岸漂着物対策にはさまざまな課題が残されている。加えて、ごみは対馬市の海岸に繰り返し漂着してくる状況にあり、対馬市の良好な海岸景観および海岸の環境保全を図るための海岸漂着物対策としては、海岸に漂着してしまったごみの回収・処理を今後も継続すると共に、原因を絶つ発生抑制対策も推進して行く必要がある。

そのため、対馬市の海岸漂着物に関わる総合的な対策を立て、その対策を計画的に進めることが重要である。この計画立案に当たっては、海岸漂着物処理推進法や長崎県地域計画を踏まえた基本の方針を示した後、対馬市の海岸漂着物対策に関わる現状と課題を整理し、それらに対する具体的対策を検討し、「対馬市海岸漂着物対策推進行動計画」（以下、「対馬市行動計画」という）として示すこととした。

この行動計画の実践を通じて、対馬市の海岸環境保全を進め、将来世代に美しい対馬の海を引き継ぐことに少しでも寄与できることを祈念する。

なお、本行動計画は、環境省の「平成 24 年度地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）」に基づき、長崎県が交付した「長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金」を受け、対馬市が発注した「対馬市海岸漂着物地域対策推進事業業務委託」（平成 25・26 年度）のうち「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」での協議・検討により作成されたものである。



## 1. 基本方針

「対馬市行動計画」の策定に当たって、準拠すべき法律・計画としては、海岸漂着物対策に特化した「海岸漂着物処理推進法」および「長崎県地域計画」が上げられる。

そのため、対馬市行動計画においては、これら法律と計画に基づき、対馬市の海岸漂着物対策に関わる現状と課題を踏まえた具体的対策を示し、これにより対馬市の海岸漂着物対策を推進することを基本方針とする。

また、この対馬市行動計画を実践することにより、対馬市の海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全など、対馬市の総合的な海岸環境の保全に資することを目的とする。

## 2. 関係法令・計画の概要

### 2.1 海岸漂着物処理推進法の概要

海岸漂着物処理推進法の概要を表 1 に示す。

海岸漂着物処理推進法は、「総合的な海岸の環境の保全および再生」、「責任の明確化と円滑な処理の推進」、「海岸漂着物等の発生の効果的な抑制」、「海洋環境の保全」、「多様な主体の適切な役割分担と連携の確保」、「国際協力の推進」を基本理念としている。

主な特徴は、関係主体間の連携・協力の強化(第 7、12、19、20、25 条)、地域特性に応じた地域計画の策定規定(第 14 条)、協議会・推進員の設立(第 15、16 条)、ごみ発生状況の調査の努力義務(第 22 条)、地域で活動する民間団体等や環境教育の重要性(第 25、26 条)および財政支援(第 29 条)等であり、本法は海岸漂着物問題への対策を包括的に推進するための法律となっている。

この海岸漂着物処理推進法の基本方針（「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」）には、次のように記載されている。

#### 【海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための 3 つの柱】

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策とその効果的な発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的としてなされるものである。（中略）

これを踏まえ、今後、我が国における海岸漂着物対策を推進するための枠組みとして、

- 海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪として講ずること
- 関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること
- 周辺国との間で国際的な協力の推進を図ること

を対策の 3 つの柱とし、これを軸として施策を展開していくことが必要である。

このように、国の法律では、海岸漂着物対策としては、回収を含む海岸漂着物の円滑な処理に関わる施策、および、その発生抑制のための施策が重要とされている。前者に関しては、法の第 7 条で関係者間の適切な役割分担および連携の確保が求められている（表 1 の青色着色部）。また、後者に関しては、原因究明のための調査や不法投棄防止への啓発、漂着ごみ問題に関する環境教育等の対策（表 1 (2) での黄色着色部）も求められている。

表 1 (1) 海岸漂着物処理推進法の概要 (1/2)

章名	条名	内容
第1章【総則】	第1条	(目的)
	第2条	(定義)
	第3条	(総合的な海岸の環境の保全および再生)
	第4条	(責任の明確化と円滑な処理の推進)
	第5条	(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)
	第6条	(海洋環境の保全)
	第7条	(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保) 海岸漂着物対策は、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担と連携の下に、行われなければならない。
	第8条	(国際協力の推進)
	第9条	(国の責務)
	第10条	(地方公共団体の責務)
	第11条	(事業者および国民の責務)
	第12条	(連携の強化) 国は、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。
第2章【基本方針】	第13条	(基本方針) 政府は、地域計画の作成および協議会に関する基本的事項を定めた基本方針を定めなければならない。
第3章【地域計画等】	第14条	(地域計画) 都道府県は、基本方針に基づき、海岸漂着物対策を推進するための計画(地域計画)を作成するものとする。地域計画には以下の事項を定める。 重点区域、関係者の役割分担および相互協力、その他必要事項
	第15条	(海岸漂着物対策推進協議会)
	第16条	(海岸漂着物対策活動推進員等)

注：青色着色部と赤字は行政と民間との連携に関わる条項を、黄色着色部は発生抑制に関する調査・投棄防止・環境教育に関わる条項を示す。



表 1 (2) 海岸漂着物処理推進法の概要 (2/2)

章名	節	条名	内容
第 4 章 【海岸漂着物対策の推進】	第 1 節 海岸漂着物等の円滑な処理	第 17 条	(処理の責任等) 海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。
		第 18 条	(市町村の要請) 市町村は漂着ごみにより市民生活等に支障が生じた場合、海岸管理者に対し回収の要請をすることができる。
		第 19 条	(協力の求め等) 都道府県知事は漂着ごみの発生が他県からのものが明らかな場合、その県に回収の協力依頼をすることができる。
		第 20 条	(協力の求め等) 都道府県知事は漂着ごみによる被害が著しい場合は、環境大臣、その他関係機関の長に回収の協力依頼をすることができる。
		第 21 条	(外交上の適切な対応)
	第 2 節 海岸漂着物等の発生の抑制	第 22 条	(発生の状況及び原因に関する調査) 国及び地方公共団体は、必要な施策を効果的に推進するため発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。
		第 23 条	(ごみ等を捨てる行為の防止) 国および地方公共団体は、みだりにごみを捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
		第 24 条	(土地の適正な管理に関する助言および指導等)
	第 3 節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策	第 25 条	(民間団体等との緊密な連携の確保等) 国および地方公共団体は、民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、緊密な連携の確保および支援に努めるものとする。
		第 26 条	(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進) 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
		第 27 条	(海岸漂着物等の処理に関する普及啓発)
		第 28 条	(技術開発、調査研究等の推進等)
		第 29 条	(財政上の措置) 海外および他の地域から流出した大量ごみが認められた場合、政府は地方公共団体へ特別の配慮を行う。
		第 30 条	(海岸漂着物対策推進会議)
		第 31 条	(法制の整備)

注：青色着色部と赤字は行政と民間との連携に関わる条項を、黄色着色部は発生抑制に関する調査・投棄防止・環境教育に関わる条項を示す。

## 2.2 長崎県海岸漂着物対策推進計画の概要

「長崎県地域計画」の概要を表 2 に示す。

長崎県地域計画では、国の海岸漂着物処理推進法と同様、次のように、海岸漂着物対策に官民の連携と協働が欠かせないこと、および、関係者の役割分担と相互協力の必要性を謳っている。そのため、対馬市の海岸漂着物対策については、これらに沿って計画・実行して行くことが必要である。

### 【「長崎県地域計画」での「はじめに」における県の取組みに関する記載】

この計画に基づき、県民、事業者、行政等が相互に協力・連携して「ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸」を目指した取組を推進することによって、本県海岸の良好な景観や多様な生態系の確保等に努めてまいります。

特に、官民の連携と協働については、次表中で示す「Ⅲ 海岸漂着物対策の基本方針」のうち「3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保」において、“県、市町、県民、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組みを進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力する”としている。その中では、“県民、民間団体等の積極的な参画の促進、自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保、民間団体等との緊密な連携と活動の支援”などを示している。

また、「Ⅶ 重点区域に関する海岸漂着物対策」の中では、「海岸漂着物の処理・発生抑制、環境教育および普及啓発」のそれぞれにおいて、地域における自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件等を踏まえ、行政だけでなく、県民、事業者、民間団体等が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと重点区域における海岸漂着物対策を継続的に実施する”として、行政と民間団体等の役割を記載している。

このほか、「Ⅷ 関係者の役割分担および相互協力」の中でも、“適切な役割分担と相互協力によって海岸漂着物対策を推進することが重要であるため、各主体が相互に情報を共有し、連携・協力するためのネットワークづくりに取組む”としている。

そのため、対馬市行動計画の策定に当たっても、これらを踏まえた取組を計画・実行することが必要である。

なお、次表中の“重点区域”は、「長崎県地域計画」の中で「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域」と定義されており、対馬市では全ての海岸がこの“重点区域”に分類されている。

表 2 「長崎県海岸漂着物対策推進計画」の概要

章名	節名	内容
I 目的		地域の特性を踏まえた回収及び処理方法、発生抑制対策、並びに関係者の役割分担と相互協力を確立するための「長崎県海岸漂着物対策推進計画」(地域計画)を策定し、海岸漂着物対策を推進することで、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等総合的な海岸の環境の保全を図る。
III 海岸漂着物対策の基本方針	1 海岸漂着物の円滑な処理の推進	海岸管理者等の処理の責任等(市町の協力義務も)、地域外からの海岸漂着物に対する連携等、海岸漂着物の適正処理等、などについて記載。
	2 海岸漂着物の効果的な発生抑制	県民の環境保全に対する意識を高める必要があるとして、4Rの推進による循環型社会の形成、発生の状況および原因に関する実態把握(海岸漂着物に関する調査、情報の共有)、ごみ等の適正な処理等の推進、ごみ等の投棄の防止等、などを記載。
	3 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	“県、市町、県民、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取り組みを進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力する”として、県民、民間団体等の積極的な参画の促進、自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保、民間団体等との緊密な連携と活動の支援、などを記載。
	4 国際協力の推進	長崎県における外国由来の海岸漂着物や関係国における日本側(長崎県)が起因となる海岸漂着物については、相互の共通の課題であることから、国の外交上の対応と連携し、課題の解決に努めるとともに、県内で行われている取り組みの充実を図る。
	5 その他の海岸漂着物対策	環境教育および普及啓発の推進と実施、技術開発、調査研究等結果の活用及び普及、などを記載。
IV 海岸の将来像・基本目標	1 海岸の将来像	ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸を目指す。
	2 基本目標	海岸漂着物の円滑な処理、県民生活で生じる廃棄物の発生抑制、外国由来の海岸漂着物の削減を記載。
V 長崎県海岸漂着物対策推進計画の進行管理と見直し	1 計画の進行管理	計画の着実な推進を図るため、県および長崎県海岸漂着物対策推進協議会が連携・協力し進行管理を行う(PDCAサイクルによる)。
	2 計画の見直し	おおむね5年後に推進計画の見直しを行うほか、必要に応じて計画の見直しを行う。
VI 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	1 重点区域の選定方法	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(重点区域)の選定基準を定め(中略)「長崎県海岸漂着物対策推進協議会」の協議に付して選定した。
	2 重点区域	離島計で83箇所、約2,300km;本土は71箇所、約1,500km
VII 重点区域に関する海岸漂着物対策	1 海岸漂着物の処理	“それぞれ地域における自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件等を踏まえ、行政だけでなく、県民、事業者、民間団体等が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと重点区域における海岸漂着物対策を継続的に実施する”として、民間団体等の役割を記載。
	2 海岸漂着物の発生抑制	
	3 環境教育および普及啓発	
VIII 関係者の役割分担および相互協力		“適切な役割分担と相互協力によって海岸漂着物対策を推進することが重要であるため、各主体が相互に情報を共有し、連携・協力するためのネットワークづくりに取り組む”。
IX その他の海岸漂着物処理推進対策	1 モニタリングの実施	回収事業等の実施結果の分析・検証を行い、今後の回収事業の効率化等に努め、広く県民に周知する。
	2 災害等の緊急時における連絡体制	災害等に起因する場合は長崎県地域防災計画における廃棄物の処理及び連絡体制に準じて対応する。災害時以外は、県廃棄物対策課へ報告する。

注：赤字部分は特に官民の連携と協働に関する事項を、青字部分はそれ以外の対馬市の課題に合致する部分を示す。

### 3. 対馬市の海岸漂着物対策の現状と課題

平成 25・26 年度の「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」や環境省の「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」（平成 19～22 年度。以下、「モデル調査」という）報告書で示された対馬市の海岸漂着物対策に関わる現状と課題を整理して、表 3 に示す。

これを要約すると、次のように、『海岸漂着物の回収・処理に関する体制作り』および『海岸漂着物対策に関わる行動計画の策定』に大別して整理することができ、対馬市の海岸漂着物対策を進めるためには、各項目の検討課題を解決して実施して行く必要がある。

以下では、これら課題を海岸漂着物対策の主要な施策である“円滑な処理”と“発生抑制”に照らし合わせ、前者は更に「回収」と「処理」の二項目に分け、後者の「発生抑制」と併せた計 3 項目について、それぞれ具体的に整理した。

【対馬市の海岸漂着物対策に関わる課題の概要】

大項目	検討課題
海岸漂着物の回収・処理体制に関する体制作り	<p>＜回収・処理の体制作りに関する課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な役割分担</li> <li>・ 行政の民間団体による海岸清掃活動への支援</li> <li>・ 行政と民間との連携と協働</li> <li>・ 海岸漂着物対策を論議できる場の確保</li> <li>・ 情報把握・周知（情報の共有と集約）</li> </ul>
海岸漂着物対策に関わる行動計画の策定	<p>＜回収・処理に関する課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な方針と回収・処理計画の策定</li> <li>・ 海岸漂着物の処理に関わる経費削減および財源の確保</li> <li>・ モニタリング調査の継続実施</li> <li>・ 漂着ごみの有効利用</li> </ul> <p>＜普及啓発活動に関する課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動メニュー・テキスト等の作成</li> <li>・ 活動方針や年間活動計画の策定</li> </ul> <p>＜発生抑制対策に関する課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対馬島内での発生抑制対策</li> <li>・ 韓国との協働の進展</li> </ul>

表 3 対馬市の海岸清掃活動における課題と対応案

課題項目の整理		現状	課題
海岸漂着物の回収・処理に関わる課題	回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の予算執行時には、漁業関係者のみが担当する事例もあり、民間団体等が海岸清掃を実施し難い場合もある。</li> <li>清掃活動を行う住民・民間団体は、清掃活動に必要なごみ袋・軍手の提供等を個人的資金で準備している場合が多く、財政的な課題がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来的な漁業人口の減少も考慮し、通常時や災害時も含む、関係者の<b>役割分担、連携と協働</b>の検討が必要。</li> <li>ボランティアとして海岸清掃活動を行う住民・民間団体に必要なごみ袋・軍手の提供など、<b>行政の支援</b>が必要。また、ボランティア育成も必要。</li> <li>繰り返し漂着するごみの清掃活動を継続するには、上記のほか、行政による顕彰等の精神的な支援も必要。</li> </ul>
	収集・運搬・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内での収集・運搬および島外への処理費用の捻出が難しいため、国の予算執行時以外は漂着ごみの回収作業が進んでいない。</li> <li>通常時に回収した漂着ごみは、市や県の援助なしでは処理が困難であり、海岸清掃活動を発展的に拡大できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の財政も厳しいことから、<b>県・国の補助金の積極的利用推進</b>や、<b>何らかの財政的な措置</b>（漂着ごみ対策に使える予算の確保）が必要。</li> <li>経費削減・海岸清掃活動進展の観点から、短期的には、<b>島内処分の検討</b>が必要（例：漂着ごみの脱塩施設の建設と、クリーンセンターでの処分、など。長期的には、島内活性化の観点からも、有効利用の検討も）。</li> </ul>
	体制作り	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体を含む複数の団体・組織が独自に海岸清掃活動を実施してきており、情報の共有がなされていない。</li> <li>2013年に「美しい対馬の海ネットワーク」が発足したが、活動が緒に就いた段階である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>互いに協力できるような<b>体制作り</b>が必要（例：行政と民間をつなぐ中間支援組織の設立など）。</li> <li>対馬島内の清掃活動に関し、<b>論議できる場</b>が必要。</li> <li>他の団体も含め、今後更なる<b>行政と民間の連携・協働</b>が必要。</li> </ul>
	情報の共有と集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸清掃の参加募集がある範囲に限られ、島全体の活動となっていない。</li> <li>清掃状況や回収結果等の情報が不明確なため、効果的な回収方法の他地点への応用が困難な状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続的・効果的な清掃活動のために、いつ、どこで、誰が、どのような方法で、どれくらい回収したか等の<b>情報の共有・集約</b>が必要。</li> <li>上記の情報を閲覧できる媒体の整備や周知が必要</li> </ul>
海岸漂着物対策に関わる課題	調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸漂着物処理推進法で示されているモニタリング調査が実施されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漂着ごみの質や漂着量の経年変化等が把握でき、発生抑制対策に繋がる<b>モニタリング調査の実施</b>が必要。</li> </ul>
	清掃計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような観点から清掃する海岸が選定されているか、どの海岸から清掃活動を実施すれば良いか、いつ清掃したら効果的なのか、などが不明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸清掃に関わる<b>具体的な方針・計画</b>が必要である。（⇒海岸の清掃順位が整備され、行動計画が示されれば、行政と関係団体との協働も実施しやすくなる）</li> </ul>
	有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>発泡スチロールの油化・減容、流木の破砕とボイラー利用等が始まっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用対効果の検討や、中長期的視点での検討や試験が必要。</li> </ul>
	普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>対馬市やNPO等が普及啓発活動を実施しているが、活動範囲・回数等が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な活動のためには、<b>活動方針</b>を立て、テキスト等を用いた啓発普及活動の<b>年間活動計画</b>が必要。</li> </ul>
	発生抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内のポイ捨て等が原因と思われる漂着ごみも多数見受けられる。</li> <li>「日韓市民ビーチクリーンアップ」や「日韓海岸清掃フェスタ IN 対馬」等の活動が実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>対馬島内での発生抑制対策</b>も必要。</li> <li>左記の効果検証や<b>更なる活動の進展、韓国との協働</b>等が必要。</li> </ul>

注：上記現状と課題は、モデル調査報告書に記載された事項に、平成25・26年度の協議会での指摘事項および委員からの個別意見等も交えて整理した。  
 黄色着色部は海岸漂着物の回収・処理に関わる体制作りの課題を、非着色部は海岸漂着物対策に関わる行動計画策定に係る事項であることを示す。また、赤字はキーワードを、青字部分はそれ以外の対馬市の課題に合致する部分を示す。  
 本計画で用いる「ボランティア」という語は、地域住民や民間団体等が自主的に無償で海岸清掃等の活動をする人あるいは団体を指すことと定義する。

### 3.1 対馬市内の海岸漂着物の回収に関わる現状と課題

#### 3.1.1 海岸清掃活動状況

##### (1) 現状

これまで対馬市においては、水産庁の補助金である「離島漁業再生支援交付金」（平成 14 年度～）に基づく漁業者による海岸清掃のほか、複数の環境省事業\*や地域の民間団体等による海岸清掃活動等によって、大なり小なり海岸環境の保全が図られてきた。また、平成 22・23 年度には、国の「地域グリーンニューディール基金」（以下、「地域 GND 基金」という）を活用し、これまでにない大規模な海岸漂着ごみの回収・処理事業が実施された。

このうち、前者の海岸清掃や調査等については、対馬市における海岸環境保全の観点から十分な海岸清掃活動になっているとは言えない状況にある。また、後者の回収事業については、同基金の目的でもある“雇用創出”の観点から、対馬市が地先の漁業協同組合（以下、「漁協」という）に一括委託した結果、全島域で海岸漂着ごみの回収・処理が進んだものの、漁業関係者が日当や備船費等を得て漂着ごみの回収を行うこととなった。それに伴って、地域住民や民間団体等がボランティアとして海岸清掃を実施しようと思っても、回収するごみが減ると収入も減ることになるために、漁業関係者からボランティア活動を拒否されるという事態が発生している。

このような状況は、平成 25・26 年度に対馬市が実施した海岸漂着ごみの回収事業\*\*でも継続しており、対馬市では地域 GND 基金による海岸漂着物の回収事業以来、漁業関係者以外の市民や民間団体の清掃活動が停滞している状況になっている。

- \*：「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」（平成 19・20 年度：第 1 期モデル調査、平成 21・22 年度：第 2 期モデル調査）  
「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業（長崎県：平成 21 年度）」  
「漂着ごみ状況把握調査」（平成 23・24 年度）  
「漂着ごみ対策総合検討業務」（平成 25 年度） など

- \*\*：国の地域環境保全対策補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）により長崎県が交付した「長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金」による。

##### (2) 課題

長崎県地域計画のうち、「Ⅶ 重点区域に関する海岸漂着物対策」のうち、「1 海岸漂着物の処理」の中の「(1) 処理対策に係る内容」の中では、「回収・処理・役割分担等の内容」として「(1) 回収・分別実施者」を“県・市町および民間団体等”としているほか、「(3) 役割分担・連携等」については“県、市町および海岸管理者等は、地域における民間団体等と連携し、役割分担の確立、回収に係る技術的助言等を受けるなど、効果的・効率的な回収に努める”としている。また、その実施時期については、“各地域（海岸）の状況等に応じて、景観や環境等に支障が出ないように、民間団体等と実施時期を調整して、計画的かつ適切な時期に実施する”としている。

対馬市での海岸清掃活動は、これまで一定程度は実施されていたものの、個々の地域住民や民間団体、あるいは漁業関係者で個別に実施されていることが多く、長崎県地域計画に照らし合わせると、現状は多様な主体による適切な役割分担と連携の確保が不十分な状況であると言える。今後、対馬市における海岸清掃活動の進展へつなげる展開とするためには、関係者の適切な役割分担を含め、計画的に海岸清掃活動を実施して行く必要がある。



### 3.1.2 海岸清掃体制～官民の連携と協働による役割分担、情報の集約と共有～

#### (1) 現状

上記のように、対馬市では、これまで市民や民間団体等がボランティアで実施する海岸清掃に加え、国や県が実施する対策事業や、回収を伴う実態調査（例：環境省の状況把握調査）などのほか、韓国の学生と対馬市の市民・学生等を主体とする海岸清掃活動として、「日韓市民ビーチクリーンアップ」や「日韓海岸清掃フェスタ」等の活動が実施されてきた。

しかし、国や県の対策・調査については、各々の計画に基づいて実施されており、対馬島内での連携した取組とはなっていない。特に、国の予算措置による対馬市での対策事業においては、前述のように、回収事業を委託された漁協が所管する海岸範囲においてはボランティアによる海岸清掃活動が制約を受ける場合もあり、対馬島内での効率的かつ効果的な海岸清掃が実施できている状況にはあらず、官民が連携・協働した海岸清掃の役割分担や体制作りが必要である。

また、韓国の学生・市民等も交えた海岸清掃活動については、対馬市が関与していることから、年度初めには実施日等の計画がおおよそ立案され、計画決定後はその概要が様々な媒体で公表されている。しかし、その他の海岸清掃活動については、インターネット上の SNS（ソーシャル・ネットワークング・サービスの略。Facebook、Twitter 等）やブログ等で個々の紹介はあるものの、それらの横のつながりや関係者間での情報共有が十分に行われているとは言えず、対馬島内の海岸清掃活動に関わる体制作りや情報共有に結びつくような状況には至っていない。

このほか、対馬の民間団体には、毎年島外の大学やボランティア団体から複数の海岸清掃希望の連絡があるが、上記の現状から、どこが窓口となって、どの海岸を紹介し、回収後の漂着ごみをどのように処理するかなどの対応も不十分な状況にある。

#### (2) 課題

長崎県地域計画の「Ⅷ. 関係者間の役割分担および相互協力」においては、「国、県、市町、海岸管理者等、民間団体等の多様な主体が、それぞれの取組等を尊重し、適切な役割分担と相互協力によって海岸漂着物対策を推進することが重要である。このため、各主体が相互に情報を共有し、連携・協力するためのネットワーク作りを取組む。」としている。

上記の対馬市の現状は、行政と民間団体等を含む各主体の“連携と協働”が不十分であり、また情報共有も十分ではない状況にあると考えられるため、対馬の海岸清掃を計画的・効果的に実施するには、対馬市全体を挙げた海岸清掃のための体制作りが必要である。

そのため、長崎県地域計画に沿って、誰が、いつ、どこで海岸環境保全のための海岸清掃を行うのか等の役割分担を含む体制作りや、それに連携・協力するための情報共有のためのネットワーク作りを行って行く必要がある。また、これらを進めるためには、対馬市の海岸清掃活動に関する行動計画の策定が必要となる。

なお、平成 25 年 8 月に対馬市で開催された「日韓海岸清掃フェスタ IN 対馬」の際に、民間団体によって「美しい対馬の海ネットワーク」が設立されている。また、平成 25・26 年度の「対馬市海岸漂着物地域対策推進事業業務委託」の中で、海岸漂着物に関わる学識経験者や行政、民間団体からなる「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」が開催されている。

今後対馬市の海岸漂着物対策を進める上では、官民の連携と協働の推進による体制作りの観点からも、上記「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」を引き継ぎ、関係者の情報共有のための協議会を継続的に開催して対馬市の海岸清掃対策を論議できる場を確保すると共に、上記ネットワークを着実に根付かせ、関連情報の集約と共有並びに関係者への周知を図って行くことが必要である。

### 3.1.3 海岸清掃活動への行政の支援

#### (1) 現状

対馬市の各町においては、町内一斉清掃活動が実施されており、その際にはボランティア用ごみ袋が市民に提供されている。このボランティア用ごみ袋は、長崎県が設定しているアダプト・プログラムによる民間団体の清掃活動にも提供されている。しかし、これをボランティアが行う海岸清掃に利用するに当たっては、漂着ごみ量が多量であることや、流木等の重量物によって袋が破損しやすいなどのために不向きであり、より丈夫で容量のある袋の支給が望まれる。

#### (2) 課題

これまで対馬市で行われてきた海岸漂着物の調査や回収事業等においては、通常、1 m<sup>3</sup>容量程度のフレキシブルコンテナバッグ（通称：フレコンバッグ、トン袋）が使用されており、市民や民間団体が行うボランティア海岸清掃においても、このトン袋の支給が適切と考えられる。加えて、ボランティア海岸清掃時には、安全確保の意味から、軍手の支給も望まれる。

また、ボランティアが回収した漂着ごみについては、対馬市が一時保管場所を定め、ボランティアがそこに仮置きし、しかるべき後に対馬市が収集・運搬・処分することが望まれる。

更には、参加者の事故を想定したボランティア保険への加入等も、対馬市が検討すべき事項である。

これら行政から市民への支援によって、対馬市の海岸清掃活動の進展が期待される。

## 3.2 対馬市の海岸漂着物の処理に関わる現状と課題

### 3.2.1 回収した海岸漂着物の処理

#### (1) 現状

対馬市の一般廃棄物処理施設としては、対馬クリーンセンターがある。しかし、これまで対馬市で実施されてきた海岸清掃活動・回収事業による回収漂着ごみについては、ごみに含まれる塩分の焼却炉への影響、およびダイオキシン類の発生可能性等を考慮して、同クリーンセンターでは処理せずに、そのほとんどを処理困難物として、島外あるいは島内の廃棄物業者に委託して処理してきた（第1期モデル調査報告書より抜粋）。

このように、回収した漂着ごみについては島内処理できず、島外処理に関わる輸送費や処理費が多額となるために、予算的な制約から対馬市および住民等による海岸漂着ごみの回収作業が発展しない、という実態がある。

#### (2) 課題

島外処理を削減し、島内処理を促進して対馬島内の海岸清掃活動を推進するには、漂着ごみのうち多くを占める流木やプラスチック類の塩分を一般家庭から出るごみと同様あるいはそれ以下の塩分にまで減少させる脱塩を実施し、対馬クリーンセンター等で焼却処分するなどの方策が短期的には有効である。また、これによって、島外処理費という予算的な制約が緩和されることから、対馬市の海岸清掃活動の進展に貢献できると考えられる。

また、中長期的には、単に焼却処分するだけではなく、漂着ごみの燃料化を図る等の有効利用を検討し、費用対効果の観点から、有効な方法を選択して実施に供する検討も必要である（次節参照）。



### 3.2.2 有効利用

#### (1) 現状

対馬市の漂着ごみの有効利用として、これまで発泡スチロールの油化装置が導入され、精製されるスチレンは足湯施設や油化装置の燃料に用いられている。また、平成 25 年度には流木の破砕機が導入され、チップ化された流木等はボイラーの燃料等としての利用が進められている。また、これら機器が設置されている対馬クリーンセンター中部中継所では、海岸漂着物の一時保管施設も用意されている。

このほか、対馬市の民間団体の中には、流木の木炭化や発泡スチロールの移動式減容設備の導入等を図っている特定非営利活動法人（以下、「NPO」という）もある。

#### (2) 課題

これら有効利用に関しては、実際の海岸で有効利用の目的に応じた漂着ごみの分類と収集が困難であること、漂着ごみは種類が多いものの個別のごみ量が限られること、有効利用に関わる機器の維持管理・運営に関わる経費等の問題があること、加えて現状では有効利用施設の規模が比較的小さいために漂着物の処理量が多くはないこと等から、費用対効果の面で課題が残されている。

これら漂着ごみの有効利用については、技術的・経済的な観点から、短期的視点で捉えるのではなく、中長期的視点に立って計画し、試験を繰り返して実用に供することが適切かどうかの検討を行う必要がある。また、その試験や検討に関わる予算の確保も重要となる。

### 3.2.3 漂着ごみの（回収・）処理に関わる費用

#### (1) 現状

平成 21 年度以前、対馬市では、市単独での海岸漂着物の回収・処理に関わる特定の予算設定はなされておらず、漂着ごみの回収・処理の必要性が発生した場合に予算建てを行って対処してきた。このほか、対馬市では、水産庁の補助金である「離島漁業再生支援交付金」によって、平成 14 年度より漁業者による海岸清掃が継続的に実施されてきた。

平成 21 年度に「海岸漂着物処理推進法」が施行され、それ以降、対馬市では海岸漂着物対策に関わる補助金等を利用できるようになった。具体的には、平成 22・23 年度には「地域 GND 基金」が、平成 25・26 年度には国の地域環境保全対策補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）に基づく「長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金」が交付され、100%補助の下にそれぞれ大規模な海岸漂着ごみの回収・処理事業が実施された。

ただし、上記海岸漂着物推進法に基づく国の補助金が永続的に保障されているわけではなく、補助金等の支援が途絶えた場合あるいは補助率が変わって補助を受けにくくなった場合、対馬市においては、誰が、いつ、どのように海岸環境を保全するための清掃活動を行い、どのように処理するのかという対策あるいは計画が十分に検討・整備されていない状況にある。

これとは別に、環境省や国土交通省・農林水産省の災害廃棄物処理に関する補助金\*が利用可能であり、このうち環境省の補助金は災害時ではなくても使用できるものの、対馬市では未だ利用されていない。それは、これら災害廃棄物に関わる補助金では、規模条件等が設定されているほか、補助率が 1/2 となっているため、これを利用する地方公共団体は 1/2 に相当する支出\*が必要となっており、そのために利用が進んでいないことが考えられる。

また、平成 24 年度に長崎県が創設した補助金\*\*は補助率が 6/10 となっているため、これを利用する市町は 4/10 相当の負担が必要となるほか、補助額も各市町 420 万円が限度となっているため、利用回数も限られてくる。

それ故、上記災害廃棄物処理補助金や県の補助金についても、それを利用するためには、市町負担分の予算計上が必要となる。

\*：環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」、国土交通省・農林水産省の「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」。1/2 相当の地方公共団体の支出のうち 4/5 は地方交付税として戻ってくるため、市町村の負担は実質的には 1/10 となる。

\*\*：平成 14 年度から実施されている県の単独補助事業で、市町が行う漂着ごみの回収事業経費への助成事業。

このほか、長崎県にはアダプト・プログラムという環境美化に関する活動支援制度がある（「県民参加の地域づくり事業」）。これは、河川や道路のみならず、県が管理する海岸での清掃活動にも適用されるが、その実施においても対馬市はごみ袋の支給および回収ごみの処理などを行うこととなっており、いずれにせよ、対馬市は何らかの予算措置が必要となる。

## (2) 課題

対馬市の海岸環境保全を進めるためには、当面の海岸漂着物の回収・処理に関わる費用対策の観点から、国・県の補助金の積極的利用を図ることが適切であり、そのために市の負担分に相当する財源確保が必要である。これについて、平成 19・20 年度の環境省モデル調査では、法定外目的税の設置が提案（対馬の環境保全のための入島税導入の事例）されているが、これに限らず、対馬市の海岸漂着物対策に使用可能な財源確保が望まれる。

また、万が一に備え、災害廃棄物処理に関わる国の補助金を受けやすくするためには、事前に関係機関に補助金の交付規定に関わる詳細な問い合わせを行い、対馬市の海岸漂着物の漂着状況に当てはめた申請手順のマニュアル化が有効となる。

## 3.3 対馬市の海岸漂着物対策の発生抑制等に関わる現状と課題

### 3.3.1 啓発普及

#### (1) 活動メニュー・テキストの作成

##### ① 現状

海岸清掃マニュアルとしては環境省作成のものがあるが、対馬市には対馬市の環境に応じたマニュアルや、初めて海岸清掃活動に参加する市民向けの資料のほか、小中学校・高校の生徒用の普及啓発資料等が用意されていない。

##### ② 課題

これについては、現在対馬市が「対馬市海岸清掃マニュアル」のほか、今後の対馬市の海岸漂着ごみ問題・対策の啓発のためのポスターとリーフレットを作成中であり、今後はこれら資料等を基に、普及啓発活動に利用することが必要である。

#### (2) 活動方針・活動計画の策定

##### ① 現状

海岸漂着物問題あるいは海岸漂着物対策に関わる普及啓発活動については、さまざまな場面でその必要性が言及されるものの、これまでどの世代を対象として、どのような場所で、年間何回実施するのか等の活動計画の具体例が示されていない。

##### ② 課題

普及啓発活動は繰り返し実施することや、将来世代を対象とすることで、その効果が発揮されると考えられるため、対馬市内の小中高生、市民やボランティアを対象とした普及啓発の年間計画を立て、実施することが効果的である。

### 3.3.2 発生抑制対策

#### (1) モニタリング調査

##### ① 現状

海岸漂着物処理推進法の第22条においては、国と地方公共団体に対して海岸漂着物の定期的な発生状況と原因に関する調査義務の記載があり、長崎県地域計画においては国の調査・研究に協力する旨の記載がある。

平成25・26年度の「長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金」を受け、対馬市が実施した「対馬市海岸漂着物地域対策推進事業業務委託」の中では、対馬島内の計6カ所の海岸でモニタリング調査を実施していた。しかし、国の補助金の補助率が変更となった場合等には、補助金を利用してモニタリング調査を実施することが難しくなり、調査を継続できなくなる可能性もある。

##### ② 課題

海岸漂着物の発生抑制に必要な施策を効果的に推進するためには、海岸漂着物処理推進法に従って、モニタリング調査を定期的実施し、対馬市の海岸漂着物の現状把握と推移を把握し、発生抑制につなげて行くことが必要である。そのため、国の補助金等が利用できない場合も想定し、調査費用の確保や十分に費用が確保できない場合を想定したボランティアの育成や調査手法の効率化の検討等が重要となる。

#### (2) 対馬島内での発生抑制対策

##### ① 現状

対馬の漂着ごみの中には韓国語や中国語標記のごみが目立つことから、漂着ごみは海外から来ていると思われがちである。

しかし、対馬市の海岸漂着ごみの中には、海外製品ばかりではなく、日本製のごみも一定割合を占めている。これらは、沖縄・九州地方から海流等に乗って漂着していることも考えられるが、対馬島内から発生したごみが漂着している可能性も十分に考えられる。

特に、対馬島内においては、道路脇や河川等に飲料缶やペットボトル等のポイ捨てが多く確認されており、これらが大雨や台風時等に河川を通じて海に流れ出て、漂着ごみとなっていることが考えられている。

##### ② 課題

まずは、対馬島内での不法投棄やポイ捨てごみの削減を念頭に置いた普及啓発活動や環境学習活動を実施・進展させて行くことが必要である。

#### (3) 日本および韓国の学生等による海岸清掃活動を通じた発生抑制対策

##### ① 現状

対馬市で実施している「日韓海岸清掃フェスタ」や「日韓市民ビーチクリーンアップ」については、対馬の海岸での漂着ごみ回収活動の体験を通じて、参加した日韓の学生が海岸漂着ごみ問題に関心を持ってもらえるという一定の成果はあると考えられる。

しかし、上記の活動では、日本および韓国の学生の参加人数に限られること、対馬市民の参加は少なく、また一回のイベントに多くの経費・労力等が必要となり、そのために実施回数も限られてくる。

##### ② 課題

このようなイベントだけではなく、例えば海岸漂着ごみ問題に関心を持ってもらうためには、韓国からの旅行者を対象としたエコツアーの企画・実施や、韓国のNPOが取り組んでいる先進的な発生抑制対策の紹介も含む漂着ごみワークショップの開催などにより、日韓

双方での情報交換を図って交流を深め、共に発生抑制対策の取組みを進めて行くことが必要と考えられる。

#### (4) 近隣海外諸国での発生源対策

##### ① 現状

対馬の海岸漂着ごみの中で生産国別の出現割合が比較的高い韓国や中国の製品については、同国でどのような状況で漂着ごみが発生しているのか、あるいは、発生源対策がどのように取られているのか等の現状が十分把握されていない。

##### ② 課題

その取組状況によっては、対馬に漂着するごみの量や質に変化が見られることが考えられ、モニタリング調査を通じて、その効果を把握できる。

そのような近隣国での発生抑制対策に関する情報把握を通じて、対馬においても適用できる方法論を検討・運用することができ、また、それによって島内発生ごみの削減や近隣諸国との連携の強化等につなげることができる。そのため、韓国等を含めた近隣諸国との協働を進めて行くことが必要である。

## 4. 「対馬市海岸漂着物対策推進行動計画」の立案

### 4.1 立案方針

「対馬市行動計画」の策定に当たっては、前節で整理した情報の共有等を含む対馬市の海岸漂着物の回収・処理に関わる体制作り、および、海岸漂着物対策推進のための計画作りの現状と課題に対して、効率的・効果的な取組みとする観点から、早急に対処すべき項目（短期的取組事項）と、中長期的な視点で取組むべき項目（中長期的取組事項）とに分けて対処する。

前者の短期的取組項目としては、海岸漂着物処理推進法や長崎県地域計画に沿って、官民の連携と協働、および、情報の共有等を含む対馬市の海岸漂着物の回収・処理に関わる体制作りを優先する。

また、海岸漂着物対策推進に関わる計画作りの項目のうち、年間計画・経費削減・財源確保等に関わる項目については、速やかに取組むべき項目として、短期的取組項目に分類して対処する。

一方、海岸漂着物に関わる普及啓発や発生抑制対策には、地道な活動を継続実施して行く必要があることから、これらについては（短期的にも取組むものの）中長期的取組事項として扱うこととする。また、海岸漂着ごみの有効利用等についても、一朝一夕に対処できる項目ではなく、試験・研究や情報収集等を通じて、継続して取組むべき中長期的取組項目として扱うこととする。

これら課題項目の関係性のイメージを図 1 に、優先順位も含めて整理した対馬市行動計画の概要を表 4 に示し、以降にその順位に沿って施策を示す。

### 4.2 対馬の海岸の将来像

「子どもたちが遊べる自然豊かな海岸」を目指す。

### 4.3 「対馬市行動計画」の目標の設定

#### 4.3.1 海岸漂着物の円滑な回収・処理の推進

海岸漂着物に関わる情報を行政と市民・民間団体等で共有することを通じて、官民の連携と協働を推進し、対馬市と市民が一体となって対馬市の海岸漂着ごみの回収と処理を進めることにより、対馬の海岸環境の保全を図る。また、対馬市は、回収した漂着ごみの島内処理を促進するとともに、漂着ごみ対策に関わる財源を確保して、対馬島内での海岸漂着物対策の推進を図る。

#### 4.3.2 発生抑制対策の積極的な推進

対馬市および市民・民間団体は連携・協働して、ポイ捨て防止等の環境教育を含め、対馬島内での発生抑制対策を積極的に推進し、島内起源の海岸漂着物の削減を図る。

### 4.4 「対馬市行動計画」の見直し

最新の海岸漂着物対策に関わる情報や、平成 25・26 年度から引き継ぐ（仮称）「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」（以下、「対馬市協議会」という）での論議を通じて、対馬市は本計画を定期的に見直し、改訂する。

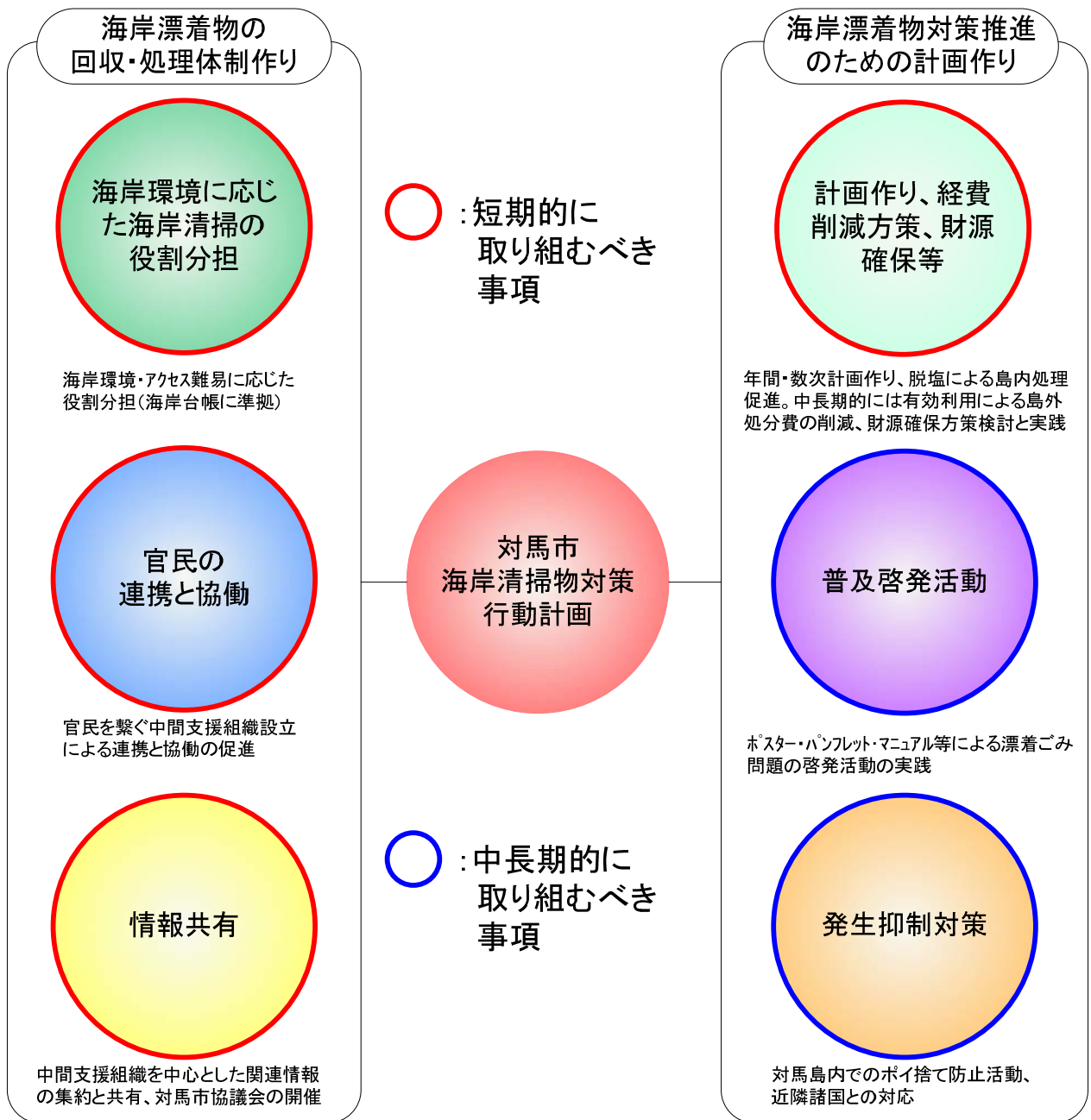


図 1 対馬市の海岸漂着物対策に関わる取組事項の関係性のイメージ図

表 4 「対馬市海岸漂着物対策推進行動計画」に関わる対策メニューとその概要

主要課題		対策メニュー	内容	取組み方		備考
				短期	中長期	
海岸漂着物の回収・処理体制	体制作り	適切な役割分担	「対馬市海岸台帳」に基づく海岸清掃実施主体別の対象海岸の設定	○		海岸へのアクセスの難易等に応じて、市民・民間団体、漁協関係者や民間業者等による海岸清掃の役割分担
			通常時、予算措置時、非常時の体制作り	○		
		行政と民間との連携と協働	官民をつなぐ中間支援組織の設立	○		各地で実施する海岸清掃活動の割り振り・情報集約・公表、参加者募集支援、清掃結果の集約と公表、島外ボランティアの受付・対応等
		情報の集約と共有	同上+関連情報の集約と発信	○		
		海岸漂着物対策を論議できる場の確保	対馬市協議会の継続開催	○		
海岸清掃活動に関わる行政の支援	ごみ袋・手袋等の支給、回収ごみの運搬・処分（中長期的には、ボランティアの顕彰など）	○				
海岸漂着物対策に関わる行動計画	回収・処理	具体的な方針と回収・処分計画	年間計画、数次計画の策定と実施	○		
		海岸漂着物の回収・処分に関わる経費削減	島内処理の実施・島外処理費削減	○		クリーンセンターと島外での処理費比較
		海岸漂着物の回収・処分に関わる財源確保	補助金の利用促進のためのマニュアル化	○		
			漂着ごみ対策を目的にした財源確保の検討	○		主に漂着ごみに特化した財源
		漂着ごみに関わる調査	モニタリング調査の継続実施	○		地点・回数を減らしても実施
漂着ごみの有効利用	新技術情報等の収集、費用対効果・実現性等の検討、利用試験の実施と導入検討		●	財源が必要		
発生抑制対策	普及啓発	啓発活動方法の検討と実践	活動方針、時期・対象等を考慮した活動方法・計画の検討と実践	○		マニュアル・ポスター・リーフレットは作成中 活動方針・方法等の検討は短期的に実施
	発生抑制対策	対馬島内での発生抑制対策	ポイ捨て対策・不法投棄対策の検討と実践	○		対策の検討と継続的な活動が必要
		韓国等との協働の進展	情報収集と意見交換、対策の立案、県・国との連携		●	近隣諸国での現状・対策も把握

注：「内容」  
  短期的に取組むべき項目のうち、早い段階で実施すべき事項  
  短期的に取り組むべき事項のうち、極力早い段階で取組むべき項目  
  (無着色) 上記と平行して中長期的に取組むべき項目

「取組み方」 ○：短期的に取組むべき事項（その後も継続して対応）  
●：中長期的に取組むべき事項

## 4.5 対馬市の海岸漂着物に関わる体制作り

対馬市の海岸漂着物の回収・処理に関わる体制作りに関しては、下記の項目により取組むこととし、これによって海岸漂着物の回収・処理体制を早急に構築する。

### 【海岸清掃体制の構築の検討に当たって短期的に取組むべき事項】

- ・ 適切な役割分担、行政と民間との連携と協働、および情報の共有と集約の推進
- ・ 海岸漂着物対策を論議できる場の確保
- ・ 通常時、予算措置時、非常時の海岸漂着物の回収・処理に関わる体制作り

### 4.5.1 対馬市の関連計画・指針等での記載

「2. 関係法令・計画の概要」において、海岸漂着物処理推進法と長崎県地域計画の概要を示したが、その中では海岸漂着物対策の推進のために「多様な主体による適切な役割分担と連携の確保」の重要性が示されている。

これに関し、対馬市には「対馬市環境基本計画」（平成25年4月）や「対馬市民協働推進指針」（平成20年4月）・「対馬市市民協働（共働）推進実施計画」（平成20年8月）等の計画・指針があり、これらにおいても国・長崎県と同様、行政と民間団体との連携と協働が謳われている。

#### (1) 対馬市環境基本計画

対馬市には海岸漂着物等に関する特定の指針等はないが、「対馬市環境基本計画」のうち、「2. 対馬の現状と課題」の中で漂着ごみ問題を取り上げ、“毎年多大な費用を費やして回収処理を行うことは困難であり、漂着ごみ問題は回収処理のほか、発生元での排出抑制をより積極的に進めなければ処理しきれない段階にある”としている。

その対策案として、同計画の「環境の島・対馬のつくり方（施策）」の中で、「施策4-3 海外連携による漂着ごみ・漂流ごみの発生抑制」を謳っており、具体的な施策として“海外の大学生や観光客等との海岸清掃などを実施し、国際交流を通じて漂着ごみ・漂流ごみに関する現状を訴求し、外国からのごみの発生抑制を図ります”としている。

また、「施策の目標」としては、「水辺・海辺のきれいさ（漂着ごみの多さなど）」に関する市民満足度の向上、市のビーチクリーンアップ事業への市民・事業者等のボランティア参加者数の増加、加えて漂着ごみに関連する事項として、ごみ処理に関するルールの遵守とリサイクル等によるごみの減量、NPO・事業者の環境保全活動の推進も示している。

#### (2) 対馬市市民協働推進指針

対馬市では「対馬市民協働推進指針」および「対馬市市民協働（共働）推進実施計画」が策定され、“官民の協働によるまち作り”が謳われている。

このうち、「対馬市市民協働（共働）推進指針」（本編）においては、その基本的な考え方として、次の4原則を上げており、これが漂着ごみの回収・処理に関わる「協働」の実施において念頭に置くべき重要事項となる。

#### 【「対馬市市民協働推進指針」における4原則】

- a. 「対等の原則」：市民、市民団体、企業、行政は対等の関係である
- b. 「相互理解・目的共有の原則」：互いの立場を理解し合い、目的を確認し合う
- c. 「情報共有の原則」：互いの持つ情報を公開しあって進める
- d. 「行動共有の原則」：双方向性の話し合いと、最初から無理をせずに自然体の活動を通して進める（一方的に押し付けず、どちらからも提案可能な関係の中で、合意して進める：互いが学び合うことを共に目指す）



#### 4.5.2 対馬市の海岸漂着物の回収・処理体制作り

前項までの整理結果に基づき、対馬市の海岸漂着物の回収・処理に関わる体制作りに関しては、海岸漂着物書誌推進法や長崎県地域計画を基に、対馬市の「協働」の考え方も踏まえて立案する。

この「協働」に関連する事項として、民間団体からなる「美しい対馬市の海ネットワーク」が平成 25 年に設立されている。このネットワークは、「日韓海岸清掃フェスタ IN 対馬」の開催の際に、対馬市内の民間団体によって結成されたもので、民間の連携を図り、行政との協働によって、対馬市の海洋・海岸環境保全に関わる活動の実施を目的としている。

対馬市の海岸漂着物対策の実施において、これまでこのような官民の連携と協働を図る場面がほとんどなかったことから、今後対馬市の海岸漂着物対策を進めて行くためには、このネットワークを行政と民間の間をつなぐ組織として着実に根付かせ、進展させることによって、海岸漂着物の回収・処理体制の構築を図って行くことが適切である。

##### (1) 行政と民間との連携と協働、情報の共有と集約

対馬市と民間団体との連携と協働を推進するため、海岸漂着物関係者間の連絡・調整・情報共有を行う“中間支援組織”を立ち上げる。

この“中間支援組織”は、行政の業務を補助して市民・民間団体との調整や関係情報の集約を行うもので、「美しい対馬の海ネットワーク\*」がその役務を担うこととし、その中の一部民間団体が事務局を担当する（対馬市は、同ネットワークの財政支援を行う）。

この中間支援組織の事務局が、対馬における海岸清掃活動の窓口となり、行政や民間団体が計画している海岸清掃活動を集約・調整し、清掃対象海岸や実施時期等の調整を図るほか、海岸清掃結果も含めてこれらを整理して公表する。また、対馬市と協働して、島外ボランティアの受入れや広報等を行うことによって、関心のある市民や海岸漂着物対策関係者との「連携と協働」を進展させて行く。

中間支援組織は、対馬市作成の「対馬市海岸台帳」を基に、申し込みのある海岸清掃活動に関して、対象海岸を割り振り、清掃予定や海岸を整理して公表する。また、年間の清掃結果も公表し、対馬市における海岸清掃活動の全容を把握すると共に、次節で示す「対馬市協議会」での情報交換を通じて情報の集約と共有を継続的に行う。

海岸清掃体制は、通常時あるいは予算措置時のほか、大量の流木漂着等の災害時の回収・処理対策を含めた体制とする。

\*「美しい対馬の海ネットワーク」について：

「美しい対馬の海ネットワーク」は、平成 25 年の「日韓海岸清掃フェスタ IN 対馬」開催の際に、対馬の海岸漂着ごみ対策に取り組んでいる特定非営利活動法人（NPO）「対馬の底力」・同「森里海再生協議会」・同「対島次世代協議会（対馬コノソレ）」が設立した任意団体で、対馬市と連携・協働して対馬の海岸漂着物対策にあたることを目的としている。事務局は対島次世代協議会、会長は対馬シーカヤック協会代表の上野芳喜氏となっている（平成 26 年度末現在）。

図 2 に各主体が受け持つ主な役割と連携・協働のイメージを示すと共に、次項以降に関係者の役割等を示す。

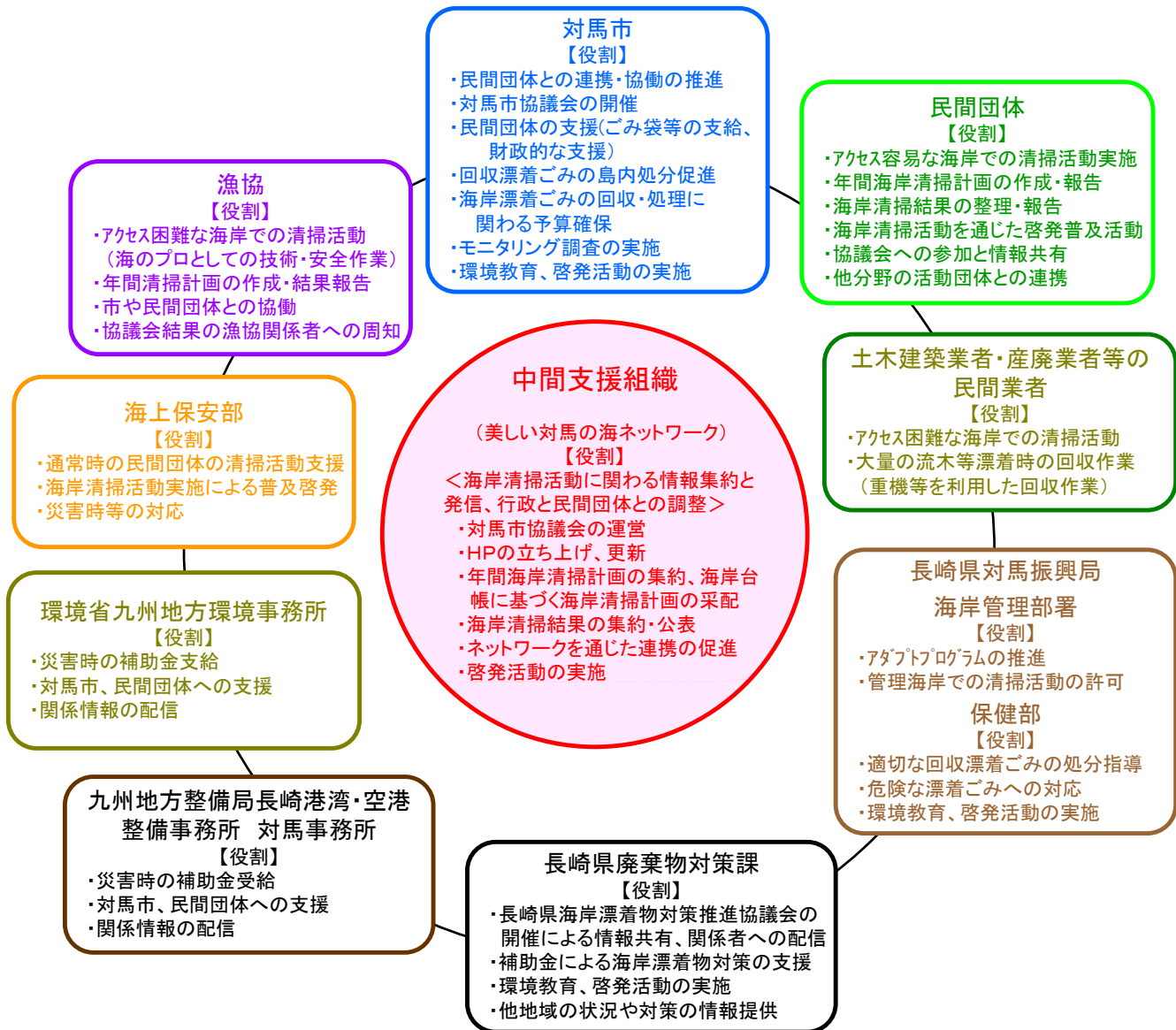


図 2 対馬市の海岸漂着物の回収・処理体制のイメージ

(2) 論議できる場の確保 (対馬市海岸漂着物対策推進協議会の継続開催)

対馬市の漂着ごみ対策を進める上で、関係者間での情報の共有と集約並びに論議できる場の確保のため、「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」(以下、「対馬市協議会」という)を平成 25・26 年度から引き継ぎ、以降も継続して開催する。

協議会委員の構成は、島内外の有識者および関係者(対馬市、長崎県対馬振興局、長崎県廃棄物対策課、海上保安部、漁業協同組合、民間団体、中間支援組織等)とし、対馬市が委員を委嘱する。

対馬市協議会は、島内外の有識者・関係者を委員とする「全体協議会」(仮称)と、島内の有識者・関係者を委員とする「島内協議会」(同)、および個別の課題・テーマを協議して島内協議会に提案する「ワーキング」または「作業部会」(島内協議会の有志等で結成・協議)の 3 部構成とする(表 5)。これら協議会の開催は対馬市が決定し、その運営は中間支援組織が行う。

対馬市協議会のうち、「全体協議会」は、年度初めに当該年度の活動方針、年間の海岸清

掃に関わる計画（以下、「年間海岸清掃計画」という）等を検討するほか、海岸清掃計画がある程度進行した段階（例：年末）でその進捗状況を年間海岸清掃計画や本行動計画に照らし合わせて確認・評価する。このほか、委員の要請により、適宜開催して協議や情報交換を行う。

「島内協議会」は、島内関係者だけで海岸清掃活動に関わる計画の集約や詳細な調整等を行うもので、全体協議会に先立って開催し、協議内容を全体協議会に諮ることとする。

このほか、特定の課題に対処するため、島内の委員の有志等からなる「ワーキング」あるいは「作業部会」を別途開催し、そこで決定した提案等を島内協議会に諮り、今後の海岸漂着物対策に資することとする。

表 5 「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」の構成（案）

名称（仮称）	参画委員	内容
全体協議会	島内外の有識者 ・関係者	最低年2回開催。いずれも「島内協議会」の後に開催 ・年度初め：年間の海岸清掃計画・方針・目標の確認 ・中間時（例：年末）：進捗状況の確認と計画の見直し、島外の関係情報の提供、島内情報の共有 など ・適宜：委員の要請により開催
島内協議会	島内の有識者 ・関係者	最低年2回開催 ・年度初め：島内外のボランティアが清掃を行う海岸や日韓2事業を行う海岸を、回収事業の対象海岸から除外して選定する。これにより、回収事業と併せて年間の海岸清掃計画を立案し、実施方針および年間の目標を設定する ・中間時（例：年末）：進捗状況の整理 ・適宜：委員の要請による
ワーキング または 作業部会	島内の関係者 ・有志	特定の課題を検討し、島内協議会に提案する。ワーキングまたは作業部会の結成は、島内協議会の了承を得た上で開催する （例）： ・日韓市民ビーチクリーンの開催準備・運営・改善点を含む事後報告 ・日韓海岸清掃フェスタの開催準備・運営・改善点を含む事後報告 ・モニタリング調査の引き継ぎ、結果の整理・公表 ・啓発普及活動資料の作成、普及啓発活動の実施 など

注：「有識者・関係者」は、海岸漂着ごみに関する研究者、県・市の行政関係者（対馬市、県廃棄物対策課、県対馬振興局建設部管理課）、海上保安部・署、漁業協同組合関係者、漂着ごみ関連島内民間団体、中間支援組織等を想定している。

### (3) 海岸清掃に関わる適切な役割分担

#### ① 通常時・予算措置時の海岸清掃体制

国・県・対馬市の連携と協働に関する考え方に照らし合わせ、対馬市の海岸環境に応じて、次のように海岸清掃の役割分担を行う。

#### 【役割分担の考え方】

対馬市は山林の占める割合が多く、車両でアクセスできる海岸は限られており、海岸の多

くは小型の船でしかアクセスできない。

これらの海岸のうち、市民や民間団体等がボランティアとして海岸清掃を実施する場合には、車両でのアクセスが良く、安全に作業できる海岸で、しかも女性の参加も考慮するとトイレが隣接する海岸で清掃活動を行うことが適切と考えられる。

一方、対馬の海岸の多くを占める車両でのアクセスが困難な海岸については、一般市民や民間団体が海岸清掃活動を実施するには危険が多く、また回収した漂着ごみを一時保管場所（仮置き場）まで搬出することが困難な場合が多い。このような海岸については、地域 GND 基金や海岸漂着物地域対策推進事業補助金による漂着ごみの回収事業のように、海上作業や海岸環境を良く把握している地域の漁協、あるいは重機等の扱いに慣れている土木業者や産業廃棄物関連業者等の民間業者（以下、「民間業者」という）に、漂着ごみの回収事業を委託することが適切と考えられる。

すなわち、対馬市においては、海岸環境や予算措置の有無に応じて、清掃活動を行う海岸と、その実施主体を適切に割り振る“役割分担”を行うことが効果的な海岸清掃活動につながると思われる。

上記のうち、対馬市の海岸へのアクセスの難易については、海岸の性状（岩、砂などの基質）や人の視界に入りやすい景観等の海岸環境の情報も含め、対馬市が「対馬市海岸台帳」としてまとめている（「対馬市海岸台帳」については、次々項にその概要を示す）。

そのため、対馬市行動計画においては、この海岸台帳における海岸へのアクセスの難易を主体とした海岸区分に基づき、国や県の予算措置の有無とを照らし合わせ、海岸清掃に関わる役割分担を行うことが適切である。

なお、将来的には、対馬島内の漁業者の高齢化が徐々に進み、地域によっては限界集落となり、国や県の予算措置時に漂着ごみの回収事業を地域の漁協に委託できなくなる可能性が考えられる。

そのため、対馬市でアクセス困難な海岸での漂着ごみの回収事業を行う場合は、漁業者以外に民間業者を実施主体に含めておき、さまざまな主体が適切な役割分担の下に海岸清掃活動を行うことが合理的と考えられる。

### 【海岸区分と役割分担の概略】

上記を要約すると、以下のように整理でき、対馬市の海岸環境と予算措置の状況による海岸清掃の役割分担の概要を表 6 に、その詳細を表 7 に示す。

- ・対馬市の海岸のうち、アクセスの良い海岸は、市民や民間団体等によるボランティア清掃の対象とする（表 6 の A と B の海岸）。
- ・それ以外のアクセスの良くない海岸については、国や県の予算措置時に、漁協や民間業者への委託事業として海岸漂着ごみの回収事業を実施する（表 6 の C と D の海岸。表 6 の B の海岸については、民間団体等が実施できない場合にも対処する）。

表 6 対馬市の清掃対象海岸の区分と役割分担の内訳

(「%」は対馬全海岸延長 911km に対する概算割合)

<p><b>A：【アクセスが容易な海岸】</b> 計 64 海岸・延べ 16.9km (1.9%)。15 海岸にトイレあり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2t トラッククラスが海岸付近 30m 付近(*) までアクセスでき、海岸漂着物の回収・搬出が“容易”で、安全に作業ができる海岸</li> </ul> <p>⇒主に対馬市民や民間団体、あるいは島外からのボランティアによる海岸清掃</p>
<p><b>B：【アクセスが比較的容易な海岸】</b> 計 55 海岸・延べ 16.7km (1.8%)。5 海岸にトイレあり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽トラッククラスの車両が海岸付近 30m 付近までアクセスできる道があり、回収・搬出が“比較的容易”で、作業上の危険が少ない海岸</li> </ul> <p>⇒主に海岸清掃活動に慣れている NPO 等の民間団体によるボランティア海岸清掃活動</p>
<p><b>C：【車両でのアクセスが困難であるが、徒歩でアクセス可能な海岸】</b> 計 46 海岸・延べ 33.0km (3.6%)。4 海岸にトイレあり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両でのアクセスはできないが、徒歩で海岸までアクセスできて漂着物の回収はできるものの、人力での搬出が困難な(船で搬出する)海岸</li> </ul> <p>⇒国や県の予算措置時に漁業者や民間業者による海岸漂着物回収事業(状況に応じて、A・Bの海岸も対象<sup>※</sup>)</p>
<p><b>D：【船のみでアクセス可能な海岸】</b> 延べ 844km (92.7%)。護岸・港湾を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断崖や大岩等からなる海岸で、船でアクセスして漂着物の回収・搬出を行うしかない海岸。</li> </ul> <p>⇒国や県の予算措置時に漁業者や民間業者による海岸漂着物回収事業</p>

\*：「海岸付近(30m程度)」は「北海道海岸環境情報図」(北海道立地質研究所)に準拠した。

各海岸の長さは、GIS ソフトで測定しており、実際の長さとは異なることがある。そのため、アクセスの難易 4 区分の延べ海岸延長も異なることが考えられ、あくまでも目安として取り扱って頂きたい。

また、A・B に分類される海岸については、ボランティアでの海岸清掃が実施しきれない場合は、予算措置時に漁協や民間業者に回収作業として委託することで対応する。

## ② 災害等の非常時の海岸清掃体制

大量の流木等が漂着する、あるいは沖合での船舶事故等によって流出した重油等が対馬の海岸に漂着するような災害時には、上記以外の別枠の体制が必要となる。

例えば、大量の流木の回収作業には、重機が必要となることから、地元土木建設業者の団体等と事前に調整して協定を結び、いざという時に直ぐに対処できる対策を取る(表 7 参照)。また、対馬市は現地の状況を把握し、重機等の必要台数を民間業者に手配すると共に、農林水産省・国土交通省の補助金を申請する等の手続きも行う。

一方、重油漂着時には、初期の大量の重油の回収が必要な初動体制については、長崎県や海上保安部等と事前に協議・調整して計画・対応することが必要である。また、場合によっては、対馬島内の自衛隊にも協力を要請する必要がある。

その処置後には、海岸の岩の間に入り込んだ重油の長期的除去が必要となるために人海戦術が必要なことから、対馬市は主体的に対応すると共に、中間支援組織が協働して、市民・民間団体・漁業者、あるいは島外ボランティアによる清掃活動をまとめて推進して行く等の対策が必要となる。

そのため、対馬市は、これら災害時を含む非常時への対応について、事前に関係各所と協議して協力を要請し、非常時の体制構築の準備をしておく必要がある。

表 7 対馬市の海岸漂着ごみの回収・処理対策に関わる役割分担（案）

対象	予算の如何	担当	対象海岸・ケース	危険度・難易度	回収				処理				処理困難物		危険物	
					調整			作業実施担当	収集運搬		処分		県	市ほか	県	市ほか
					県	市	中間支援組織		県	市ほか	県	市ほか				
通常時	無償 (市がごみ袋の支給等を支援)	民間	アクセス容易な海岸	少	-	○	△：情報集約・海岸采配・公表	◎：民間	-	◎：市	-	◎：市	-	◎：市	-	◎：市*5
	県補助金*1	漁業者	アクセス困難な海岸、未清掃海岸	中	○	◎	△：漁協からの情報集約・公表	◎：地先漁業者	○	◎：市、漁協の委託先業者	○	◎：漁協の委託先業者	○	◎：漁協の委託先業者	○	◎：漁協の委託先業者
	県補助金*2															
予算措置時	国基金等*3	民間	アクセス容易な海岸	少	○	○	△：市からの情報整理・公表	◎：民間	○	◎：市	○	◎：市	○	◎：市	○	◎：市
		漁業者	アクセス困難な海岸、未清掃海岸	中～難	○	◎		◎：地先漁業者								
		民間業者	大量の流木等重機必要時	難	○	◎		◎：登録業者による入札								
災害時	県補助金*1 国補助金*4	民間	アクセス容易な海岸	少	○	◎	△：参加呼掛け・情報提供・公表	◎：民間	○	◎：市	○	◎：市	○	◎：市	○	◎：市
			重油流出等の入海戦術時	中	○	◎		◎：民間								
		漁業者 or 民間業者	アクセス困難な海岸	中	○	◎	△：市からの情報整理・公表	◎：地先漁業者 or 民間業者								
			大量のポリタンク	中～難	○	◎		◎：民間業者								
			大量の医療系廃棄物*5	中～難	○	◎		◎：民間業者								
			中規模の流木漂着時等	中～難	○	◎		◎：民間業者								
民間業者	大量の流木等	難	○	◎	◎：登録業者による入札											
	重機が必要な大量漂着時	難	○	◎												

役割分担 △：仲介、○：管理、◎：実行窓口、-：直接関与せず

注 「民間」は“地区住民、民間団体、ボランティア”を指す。

\*1：長崎県の「市町が行う漂着ごみ回収事業経費への助成」

\*2：離島漁業再生支援交付金（水産庁）

\*3：国の大型予算措置時（地域GND基金あるいは海岸漂着物地域対策推進事業補助金など）

\*4：環境省補助金あるいは農林水産省・国土交通省補助金

\*5：ボランティア海岸清掃の場合、医療系廃棄物等の危険物は上対馬・中対馬振興部および各行政センター等の専用容器に一時保管し、対馬市が処理する「民間業者等」は対馬島内の土木建設業者、産廃業者等を指す。

## 【参考】「対馬市海岸台帳」の概要

### 【「対馬市海岸台帳」の作成趣旨】

「対馬市海岸台帳」は、通常時に地域住民やNPO等が行う海岸清掃活動や、県あるいは国の予算措置時に事業として実施する漂着ごみ回収事業において、作業環境の観点からそれぞれが対象とすべき海岸を明確化し、海岸清掃活動が円滑に行われることを目的としている。

また、この海岸区分に従って、対馬市民やNPO等の民間団体、漁協やそれに所属する漁業者あるいは土木業者や産廃業者等の民間業者のそれぞれが適切な役割分担の下に海岸清掃活動（あるいは事業）を行うために作成されている。

「対馬市海岸台帳」においては、海岸での漂着ごみの回収作業環境として、海岸へのアクセスの良否、海岸風景の人の視野への入り易さ（景観）、海岸における漂着ごみ量、海岸での作業性としての基質環境（岩、岩盤、砂など）を評価項目としている。このうち、海岸清掃実施の際に、漂着ごみの回収作業と、回収した漂着ごみを海岸から一時保管場所（仮置き場）まで搬出する作業実施の観点から、特にアクセスの難易度を最重要評価基準として、海岸清掃の実施主体の区分、すなわち役割分担を行うこととしている。

これにより、国の補助金等の有無により、一般市民あるいはNPO等の民間団体がボランティアで清掃活動を行う海岸と、漁業者あるいは土木業者や産廃業者等の民間業者が担当すべき海岸が明確となり、適切な役割分担による海岸清掃活動が実施できる。また、これによって、対馬島内の漂着ごみ対策に関わる連携と協働の進展に結びつけることができる。

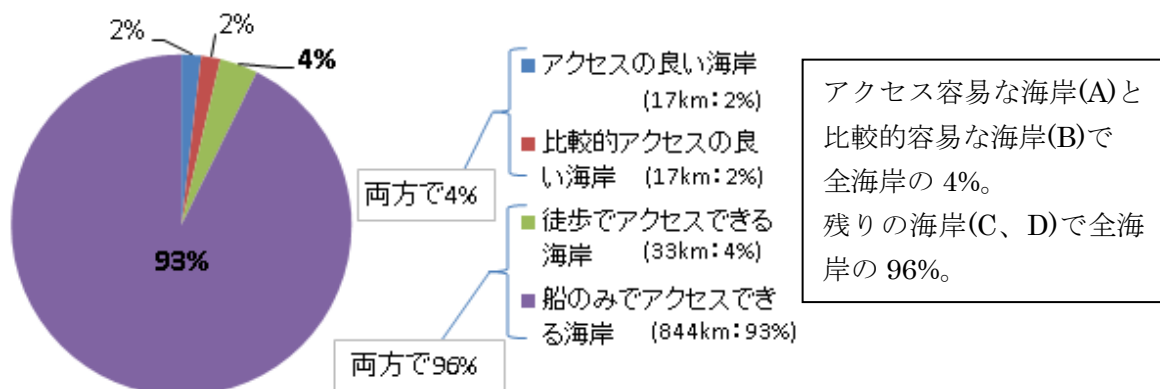
### 【「対馬市海岸台帳」における海岸区分】

対馬市の海岸漂着物対策としての海岸区分は、長崎県地域計画で示された対馬市の重点区域（＝海岸漂着物対策を重点的に推進する区域）、計22区域の区分に従う。更に、これら各重点区域のうち、車両あるいは徒歩でアクセス可能な海岸を、対馬北部の上対馬町から時計回りに、アクセスの難易度合いに応じて海岸を細分化し、番号付けを行って評価している（人工護岸のほか、大きな岩や崖等の障害によって徒歩でもアクセスできず、船でしかアクセスできない海岸（表6のうちの「D」）には番号付けを行っていない）。

アクセス可能な海岸の評価に当たっては、海岸漂着物の回収作業と搬出作業の難易度の視点から、表6のうちのA～Cの3区分に属する海岸を対象とする（船でしかアクセスできない海岸に属する「D」の海岸は、「対馬市海岸台帳」では評価対象外とし、漂着ごみ量のみを示している）。

表6では、各グループの総海岸延長と対馬全体の海岸延長\*との割合も示した。「D」に属する海岸は、港湾等の人工海岸や船でしかアクセスできない海岸であり、「車両でのアクセスが困難な海岸（C）」と同様、予算措置時等に漁業者等の回収事業対象海岸となる（両方で全海岸の96%）。

\*：「五島・壱岐・対馬沿岸海岸保全基本計画～交流と漁火の「しま」～」(平成16年3月、長崎県)によれば、対馬の全海岸延長は911kmとされている。





### 【対馬市海岸台帳の構成】

表 6 の A～D の 4 区分の海岸での清掃活動の役割分担を表 7 に、A～C の 3 区分に属する海岸の分布状況の概要を次図（図 3～図 5）に示す。

A～C の 3 区分に属する海岸は、海岸台帳に「一覧表」として整理され、駐車できる車両台数やトイレの有無も記載されている。そのため、市民や民間団体等が清掃活動を行う際の参考とすることができる。

また、この一覧表とは別に、清掃海岸を検討するための「閲覧ソフト」を用意している。これは、対馬市と市民・民間団体とをつなぐ中間支援組織である「美しい対馬の海ネットワーク」事務局のホームページ上に掲載される。このソフトは、「Adobe Acrobat」（アドビ社製）で作成しており、無料ソフトである「Adobe Reader」（アドビ社製）をダウンロードして利用することによりパソコン上で上記 3 グループの海岸を画面の地図上で選択・閲覧でき、海岸環境を示す航空写真も閲覧できる。そのため、清掃活動を行う海岸がどのような海岸であるのかを概略把握することができ、これによって市民や民間団体あるいは島外からのボランティア清掃希望者が、清掃活動を行いたい海岸を閲覧・選択できる。

### 【役割分担に関する特記事項】

上記のとおり、アクセスが容易な海岸は、主に市民や民間団体や島外からのボランティアの清掃対象として区分しているが、これら海岸において、各主体が海岸清掃活動を行う場合、漁業者がボランティアとして参加することは双方の連携と協働を進めるためにも歓迎される。

一方、アクセスが容易な海岸、あるいは比較的容易な海岸において、漂着ごみ量が膨大で、かつ大きな流木や巨大な漁網・ロープ等の漂着ごみが多い場合は、市民・民間団体での回収・搬出作業は困難である。また、上記のとおり、アクセスが容易な海岸(A)および比較的容易な海岸(B)は、全海岸の 4% しかないが、合計で 119 ヶ所・約 34km もあるため、全てを市民、民間団体や NPO が実施することは困難である。

そのため、対馬市協議会のうち、年度初めの島内協議会において、島内外のボランティアによる清掃対象海岸を事前に割り振り、別途補助金等を用いて実施する回収事業との調整を図って年間の海岸清掃計画（「年間海岸清掃計画」という）を立案して効率的な海岸清掃活動を行う。また、年度内で進捗状況を確認する島内協議会においては、当該年度の実施状況から次年度のボランティア清掃海岸を検討する等の調整も行う。

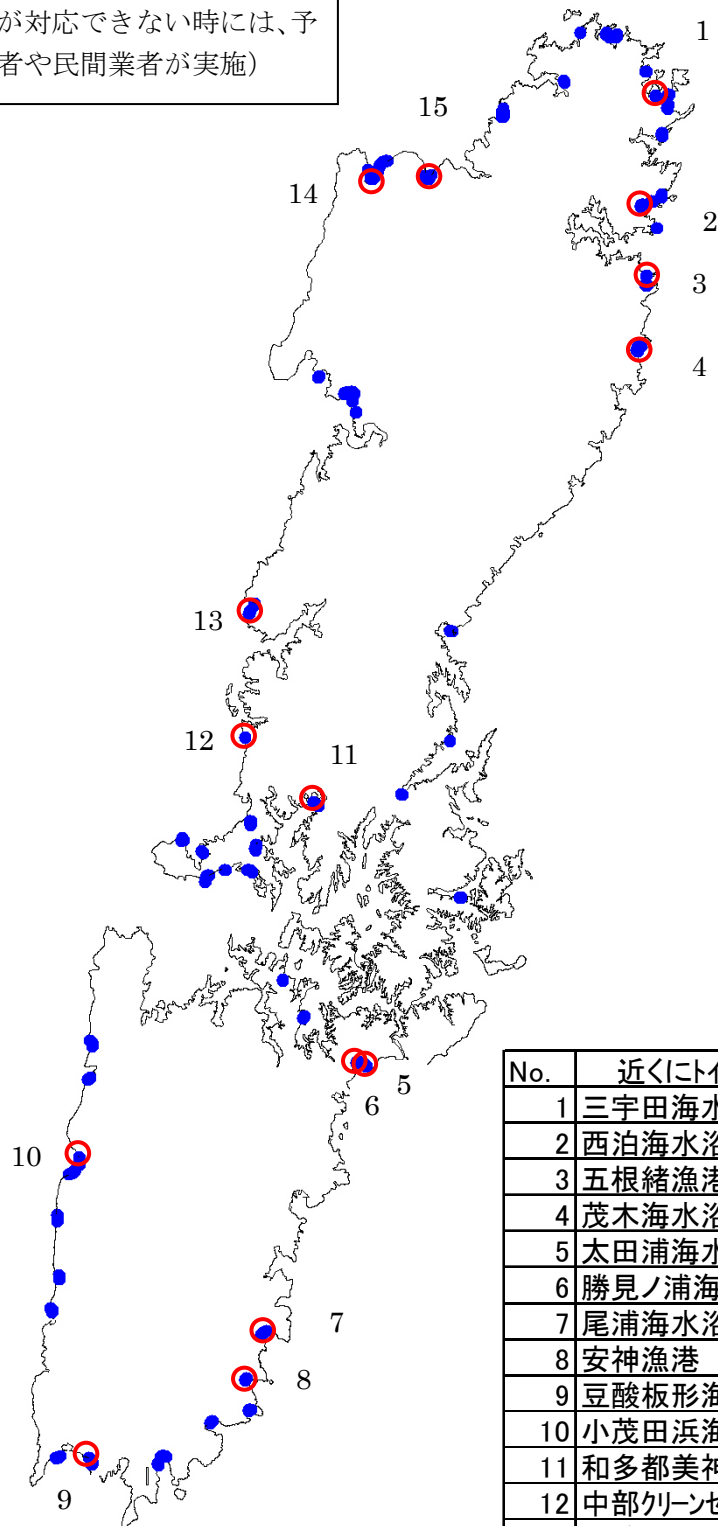
なお、年間海岸清掃計画で割り振った海岸のうち、天候等の影響でボランティアが清掃できなかった海岸については、予算措置時に漁協あるいは民間業者に実施してもらうことが適切である。この場合、ボランティアの海岸清掃活動に適する季節を気温や海況の観点から春～秋とすると、残りの季節で漂着ごみの回収事業を行うとしても、アクセスが良い海岸を充てているために、荒天の多い冬季であっても天候の良い時に実施すれば大きな支障にはならないと考えられる。

それ故、海岸清掃あるいは漂着ごみの回収事業を行う場合は、上記の海岸区分を一つの目安として、適切な役割分担の観点から、漂着ごみの状況や回収作業の困難度等を基に島内協議会において情報交換を行いながら、臨機な対応を行って年間海岸清掃計画作りや、海岸清掃活動に関わる体制の進展を図ることが重要である。

なお、対馬市の一部の地域では、行政単位である「区」の取組として、定期的は無償で海岸清掃を実施している。このような区による定期的な海岸清掃活動はその区の活動に任せるのが適切であるが、漂着ごみの状況に応じて、また今後の高齢化を想定して、このような地区でも区の住民以外のボランティアによる不定期な海岸清掃活動の受け入れを検討しておくべきである。



主に対馬市民や民間団体あるいは島外からのボランティアによる海岸清掃の対象  
 (ボランティアが対応できない時には、予算措置時に漁業者や民間業者が実施)

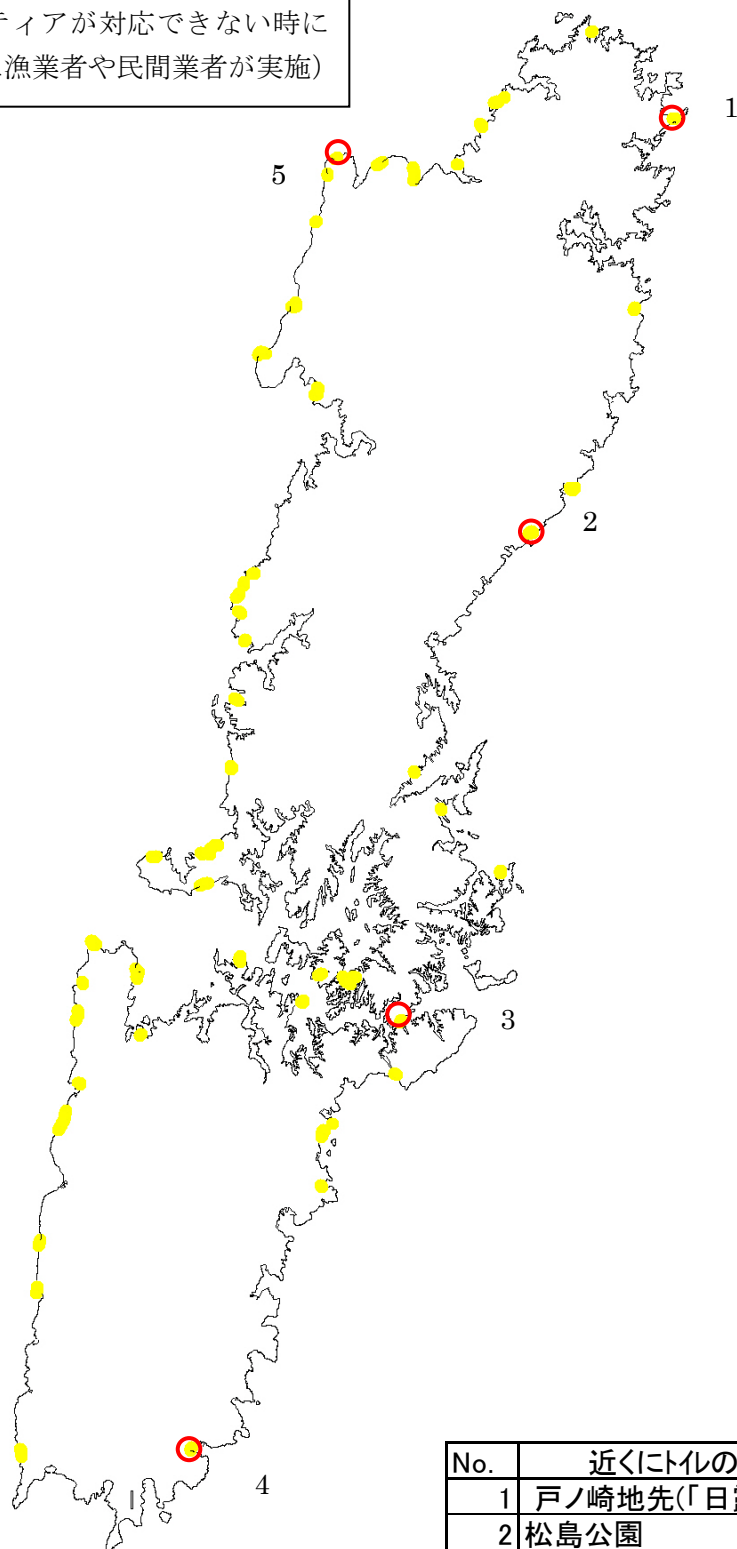


計 64 海岸・延べ 16.9km

No.	近くにトイレのある海岸名
1	三宇田海水浴場
2	西泊海水浴場
3	五根緒漁港
4	茂木海水浴場
5	太田浦海水浴場
6	勝見ノ浦海水浴場
7	尾浦海水浴場
8	安神漁港
9	豆酸板形海水浴場
10	小茂田浜海水浴場
11	和多都美神社前
12	中部クリーンセンターの前浜
13	御前浜園地
14	湊浜海浜公園
15	井口浜海水浴場

図 3 アクセスが容易な海岸（青部分：グループ A。対馬市海岸台帳より転写）  
 (○印：近くにトイレがある海岸。15カ所)

主に海岸清掃活動に慣れている NPO 等の  
民間団体によるボランティア海岸清掃活動  
の対象（ボランティアが対応できない時に  
は、予算措置時に漁業者や民間業者が実施）

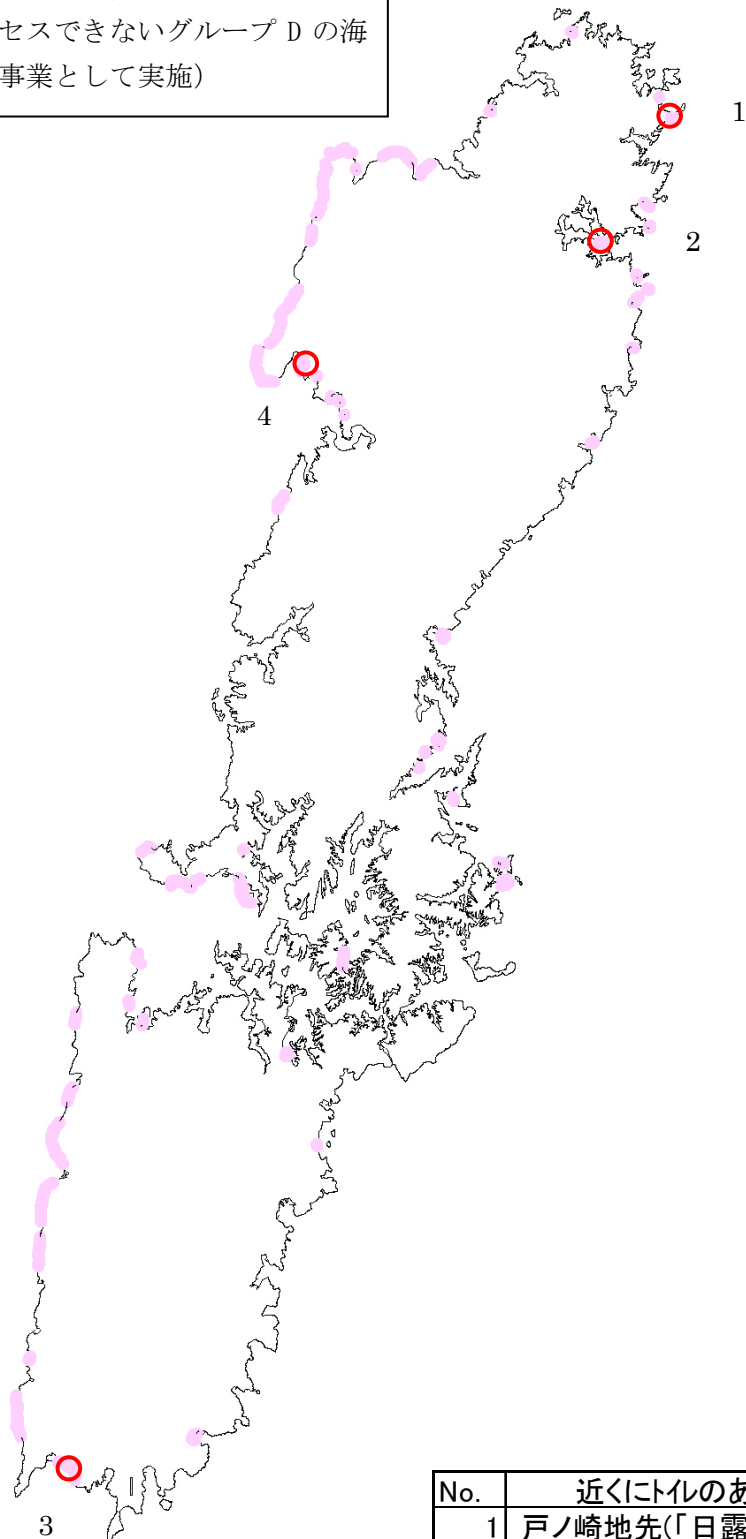


計 55 海岸・延べ 16.7km

No.	近くにトイレのある海岸名
1	戸ノ崎地先(「日露友好の丘」南)
2	松島公園
3	久須保浦(三浦湾漁港)
4	久和漁港
5	棹崎公園

図 4 アクセスがやや容易な海岸（黄色部分：グループ B。対馬市海岸台帳より転写）  
（○印：近くにトイレがある海岸。5カ所）

国や県の予算措置時に、漁業者や民間業者による海岸漂着物の回収事業の対象  
 (船でしかアクセスできないグループ D の海岸も含め、回収事業として実施)



No.	近くにトイレのある海岸名
1	戸ノ崎地先(「日露友好の丘」南)
2	オメガ森林公園
3	豆酸板形海水浴場東側の海岸
4	志多留漁港南側の海岸

計 46 海岸・延べ 33.0km

図 5 車両ではアクセスできず徒歩でアクセスする海岸 (グループ C。対馬市海岸台帳より転写)

(○印：近くにトイレがある海岸。4カ所)

#### (4) 行政と民間との連携と協働の具体的内容

以下に、対馬市の海岸漂着物対策における主たる関係者の具体的な役割分担と、連携と協働の内容を示す。なお、以下の全てを直ぐには実施できないため、優先して対処すべき項目から毎年徐々に機能させて行き、5年程度で充実を図ることとする。

##### ① 中間支援組織の設立と運営

中間支援組織は、民間団体から構成される「美しい対馬の海ネットワーク」が担い、その事務局は同ネットワークに属する民間団体に置く。

##### (a) 目的

対馬市の海岸清掃活動を適切に実施するため、また、海岸清掃に関する情報を共有するため、対馬島内の海岸漂着ごみ対策に関わり、行政では手の届きにくい細かいサービスを担い、海岸清掃活動を行う市民と民間団体をつなぎ、対馬島内の海岸清掃活動を適切かつ円滑に促進することを目的とする。また、海岸清掃に関する対馬島内外の情報・技術を収集・整理し、島内関係者と共有することにより、対馬島内の海岸清掃活動の発展に寄与することも目的とする。併せて、対馬島内の海岸清掃活動に関する情報を島外に発信し、対馬市と類似した環境にある長崎県内外の離島での漂着ごみ対策の進展にも寄与する。

##### (b) 中間支援組織の役割

##### (i) 「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」の運営

対馬市が主催する「対馬市海岸漂着物対策推進協議会」において、同協議会の運営、協議会資料・議事録の作成を行う。

同協議会は、島内外関係者からなる「全体協議会」、島内関係者による「島内協議会」、および個別の課題に取り組む「ワーキング」や「作業部会」に分かれるが、いずれの協議会等においても、中間支援組織が運営と議事録整理等を行う。

中間支援組織の事務局は、年度初めに開催される島内協議会の前に、対馬島内の民間団体が希望する清掃対象海岸や島外ボランティアによる清掃活動の対象海岸を幾つか選定（例：初年度は5カ所、以降は調整）するほか、日韓による海岸清掃活動の対象海岸を集約し、その結果を対馬市による回収事と調整して島内協議会に諮る。その結果はHP（ホームページ）やFacebook等に掲載し、関係者と情報の共有を図る。

また、年間海岸清掃計画がある程度進捗した中間時（例：年末）に、島内協議会において、上記年間清掃計画の進捗状況を整理して報告する。

このほか、日韓市民ビーチクリーンや日韓海岸清掃フェスタ等の個別の案件に関して、ワーキングあるいは作業部会を開催してその内容を詰め、必要に応じて島内協議会に諮る。

中間支援組織の事務局は、これら協議会・ワーキング等における関係資料の作成や結果の整理・公表等を行うなど、対馬市協議会の運営を担う。

##### (ii) ホームページを利用した海岸清掃活動の調整と整理、情報共有および発信

事務局は、関係者間の連絡・情報共有のためにHPを立ち上げ、情報の集約と共有を図る。具体的には、次のような活動を行う。

- 事務局のHP上には、海岸清掃に関わるコーナーを作成し、そのメニューとして対馬市が作成した「対馬市海岸台帳」や「対馬市海岸清掃マニュアル」を掲載するほか、安全な海岸清掃活動に関する注意事項（服装、危険なごみ・生物等への配慮）、漂着ごみの分類表（表8）、海岸漂着ごみに関する連絡先等も掲載する。

- また、ボランティアとしての海岸清掃活動希望者・団体への対応を図るため、「対馬市ボランティア海岸清掃申込書」(表 9) を掲載し、海岸清掃活動の責任者の氏名や連絡先、実施希望海岸等の記入あるいは連絡を求める(以下、断りのない場合はボランティアの活動を対象)。
  - 対馬島内の民間団体等による海岸清掃活動については、年度の早い段階で年間の清掃計画を提出してもらう。
  - 事務局は、「対馬市海岸台帳」を基に、海岸清掃希望者・団体に清掃海岸を適切に割り振り(清掃したい海岸があればそれを優先)、その結果を「海岸清掃記録」(仮称)に記載し、HP 上にて情報を公開・共有する。
  - これら以外の海岸清掃希望者、例えば島外からのボランティア清掃希望があった場合は、同様な手続きを踏んでもらうと共に、清掃に適した海岸を割り当て、「海岸清掃記録」(仮称)に記載して HP 上にて情報を公開・共有する。
  - 「海岸清掃記録」は、「対馬市海岸台帳」の海岸一覧ファイルの重点区域番号、海岸区分番号、海岸名称等を利用して作成する(表 10)。
  - 回収した漂着ごみについては、海岸清掃活動の希望者あるいは団体の責任者に対して、「海岸漂着ごみの回収結果表」(表 11) への記入・返送を依頼する。加えて、回収漂着ごみの一時保管場所(仮置き場)も指示し、対馬市が行う回収漂着ごみの運搬・処分作業の補助を行う。
  - なお、事務局は、極力、指定した場所での仮置き場状態を確認し、状況に応じて飛散防止策を行い、回収量も記録する。
  - 上記のように、事務局はいずれの海岸清掃の取組みに関しても HP 上で公表し、島内あるいは島外からの支援・参画も促す。特に、HP を見て参加を希望する人達が出てきた場合には、海岸清掃活動を行う団体等の責任者に対して、これらの参加希望者との協働作業を依頼する等の作業も行う。
  - 海岸清掃終了後には、各海岸清掃活動の責任者から、実施日、実施時間、参加人数・分類群ごとおよび総回収量、清掃状況の写真等の報告を受け、随時これを「海岸清掃記録」に記載する。
  - これにより、清掃未実施の海岸を明確化するほか、海岸清掃活動の重複(=短い期間内での同じ海岸での清掃)を避け、海岸清掃活動の効率化を図る。
  - この「海岸清掃記録」への登録によって、当該年度の海岸清掃回数、分類群ごとおよび総回収量、総参加人数等を把握でき、ごみの種類ごとの回収量およびその変化も把握する。これによって、海岸清掃活動および発生抑制対策のより一層の進展を図る。
  - このほか、「対馬市海岸清掃マニュアル」で示されている「国際海岸クリーンアップ(ICC)」方式や、「公益社団法人 環日本海環境協力センター」(略称:NPEC)の手法に準じて調査を兼ねて回収作業を行う場合は、その案内を行う。その結果のほか、対馬島内で実施されている漂着ごみのモニタリング調査結果も HP 上に公表する。
- (iii) 「対馬漂着ごみ技術情報センター」としての活動
- 中間支援組織は、上記の活動を通じて、対馬島内の漂着ごみに関する事項の多くに対応し、対外的には漂着ごみに関する島内情報の発信および島外の情報・技術等の集約・共有を行う(仮称)「対馬漂着ごみ技術情報センター」としての役割・機能を担う。同センターは、計画的にその機能を充実させ、海岸清掃に関わる人材育成も行える組織を目指す。

(iv) 発生抑制対策としての啓発・普及活動

中間支援組織は、以下の活動を行うほか、可能な限り島内のイベント等でも啓発・普及活動を実施する。また、上記を含めた活動のため、島外で開催される漂着ごみ関連のワークショップ等にも参加し、知識や情報を吸収して島内の海岸清掃活動に反映する。

- 資料の作成：ポスター、リーフレットのほか、啓発普及用の資料を作成する。
- 啓発・普及活動の計画立案：県・市の啓発普及活動との連携・調整し、年間計画を通じての啓発活動の計画を立案する。
- 啓発普及活動の実践：高校 3 校・中学 15 校・小学 25 校・幼稚園 4 園の中から計画的に実施するほか、年度末には次年度予定を計画して教育機関と相談して決定する。
- モニタリング調査を引き継いで実施。結果の整理・公表も行う。

(v) 関係者への連絡

中間支援組織の事務局は、清掃対象海岸が位置する地域の区長や漁協等にも連絡し、トラブル防止に努める。また、海上保安部から発煙信号灯等の危険な漂着物の襲来情報等が届いた場合は、市と協力して情報を HP 上に掲載し、海岸清掃活動の希望者・団体に注意を促す。

なお、この中間支援組織は、漂着ごみ関連の活動団体およびそれ以外の他の活動団体とも連携し、活動の輪を広げることにより、より一層の連携と協働を進める活動も行う。

表 8 ボランティアによる海岸清掃活動時の漂着物の分類（案）

処理先	大分類	分 別	内 容
島内処理	可燃ごみ	廃プラスチック類	ビニール、容器、ペットボトル、サンダルなど
		(プラスチックブイ)	(重金属類の含有可能性のため、別途回収する場合あり)
		その他の可燃ごみ	布など、上記以外で燃えるごみ(島内処理)
	有効利用	発泡スチロール類	発泡スチロールブイ、魚を入れる箱など
		木材、角材類	流木、木材、竹など(長さ 1m 以下(50cm 以下が良い)に切断)
リサイクル	不燃ごみ	金属類	飲料缶、オイル缶、鍋などの金属類
		ビン類・割れ物	飲料用瓶、陶器類、電球(割れやすいので別途回収)
島外処理	処理困難物	漁網、ロープ類	漁網、ロープなど
		その他の不燃ごみ	電化製品(テレビ、冷蔵庫など)、タイヤ類、(中身のない)プロパンボンベ・消火器、バッテリー、ワイヤーなど
	有害ごみ	医療系廃棄物	注射器、バイアス瓶などは感染性廃棄物として別途回収
		その他の危険物	中身が不明なもの、中身入りのスプレー缶・消火器・ボンベ、バッテリー、火薬類(発煙筒、信号灯等)など
		蛍光灯	水銀を含んでいるため別途回収(割れたものは上記割れ物に分類)
その他	オイルボール	可燃性であることから、他のごみと分けて回収	

注：上記分類には、今後の有効利用を念頭に置いているものや、処理の際に留意すべき物質が含まれている可能性があるごみもあるために、幾分細かくなっている。  
動物の死体には手を触れずに、中間支援組織の事務局に連絡するよう、指示する。

表 9 ボランティア海岸清掃申込書の案

【FAX 番号：0920-52-7135 美しい対馬の海ネットワーク事務局行】

年 月 日

対馬市ボランティア海岸清掃申込書

対馬市長殿

下記のとおり、ボランティア海岸清掃を実施したいので、申込みます。

記

団体名・グループ名			
代表者名		電話番号	
清掃実施予定日		(予備日)	
清掃希望海岸		第二希望	
参加予定人数	人	トン袋 申込枚数	枚
ビニール袋申込枚数	枚	手袋申込数	双

【回収した漂着ごみについて】

このたびはボランティア海岸清掃を実施していただき、大変ありがとうございます。

回収した漂着ごみは所定の分類群に分別し、中身が判るように袋に分類群名を明記し、当事務局が指定する場所に搬出・仮置きして頂くよう、お願いします。

なお、回収した漂着ごみを中部中継所まで直接搬入される方は、当事務局までご連絡ください（電話：0920-52-7135）。

【情報公開・参加者募集について】

本清掃活動情報を「美しい対馬の海ネットワーク」のHPに掲載して良いか、また同ホームページ上で本海岸清掃活動への参加者を募集するかどうか、ご回答ください（○か×を記入）。

HP 掲載項目	可否
情報提供	
参加者募集	

受付者				

【書類の流れ】 申込者⇒美しい対馬の海ネットワーク事務局⇒（コピー）対馬市環境政策課  
⇒（Fax）漂着ごみ回収担当

表 10 「海岸清掃記録」：海岸清掃活動の事前申込情報と結果報告情報(例)

海岸清掃前に提供する情報							海岸清掃実施後に提供する情報				
予定日	重点海岸 No.	海岸名	実施主体	予定人数	主催者名	参加募集	回収量* (袋数)	回収量 (kg)	実施状況	回収ごみの割合	備考
*月* 日	11-5	小茂田 浜	NPO△+	30	△+	あり	80	200	50人 参加	木○袋、 プラ○袋、 発泡プ <sup>ラ</sup> イ○袋	回収前 後の写 真あり
+月+日	22-2	井口浜	**高校	50	○□	なし		-	悪天候 で中止		

注：「重点海岸 No.」は、「対馬市海岸台帳」の番号による。

\*「回収量」については、別途ホームページに掲載する「回収漂着ごみ分類表」を基に集計する。

表 11 海岸漂着物の回収結果表(案)

回収海岸名：		町	海岸	回収年月日			年	月	日
作業時間：				作業人数：					
回収者・団体名：				記入者名：					
大分類	分別	回収袋数		回収量*		備考			
		45リットル袋数	トン袋数	kg	リットル or m <sup>3</sup>				
可燃ごみ	廃プラスチック類								
	漁業用プラスチックブイ (プラスチック類に含める場合あり)					分別しない場合あり			
	その他の可燃ごみ								
有効利用	発泡スチロール類								
	木材・流木・竹								
不燃ごみ	金属類(缶類(飲料缶、スプレー缶)、オイル缶、鍋等)					スプレー缶は中身の無いもの			
	ビン類(飲料瓶、陶器類、電球)								
有害ごみ	蛍光灯					割れていないもの			
処理困難物	漁網・ロープ								
	その他の不燃ごみ(電化製品(テレビ、冷蔵庫等))、タイヤ類、ドラム缶、乾電池など								
危険物	医療系廃棄物								
	その他の危険物(中身の判らない容器・ごみ、中身の入っているスプレー缶・消火器、バッテリー、発煙筒などの火薬類など)								
その他	オイルボール								
合計									

注：漂着ごみは「分類群」ごとにまとめて仮置き場に保管する。「回収袋数」は海岸清掃団体からの報告を基に記入する。

「回収量」は、海岸清掃を調査として実施する場合に記入する(調査時以外では、極力、「美しい対馬の海ネットワーク」が仮置き場で確認する)。漁業用プラスチックブイの分別は、「美しい対馬の海ネットワーク」事務局から別途指示する。



## ② 対馬市の役割

対馬市の海岸漂着物対策は、対馬市市民生活部環境政策課が窓口となっているが、日常業務の対応で漂着ごみ対策に専従することが難しい。そのため、中間支援組織の協力を得て民間団体との連携と協働を図ると共に、対馬市の海岸漂着ごみ対策を推進する。そのため、以下の取組を行う。

### (a) 対馬市協議会の開催

漂着ごみ対策に関わる対馬市協議会のうち、全体協議会を開催し、年度初めには年間活動方針等を検討し、年末には進捗状況を確認するほか、各種情報の交換と共有、関係者間の調整、災害発生時の回収・処理体制の検討等を行う。

また、年度初めの全体協議会に先立ち、島内協議会を開催し、年間海岸清掃計画の立案や、年間活動の方針決定、目標設定等を行う。また、年度内に、年間海岸清掃計画の進捗状況や課題を整理し、全体協議会に報告して指導を仰ぐ。

このほか、対馬市内の海岸漂着物対策に関わる特定の事案について、島内協議会の有志等によるワーキングや作業部会の開催を承認し、活動を支援する。

### (b) 中間支援組織との連携と協働、および情報の集約と共有

対馬市の海岸清掃活動の実施状況を把握するため、中間支援組織と情報を交換・共有すると共に、中間支援組織の運営に必要な財政的支援を行う。

離島漁業再生支援交付金や地域環境保全対策補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）によって漁業者等が実施する海岸漂着物回収結果については、中対馬振興部や上対馬振興部および各行政センターや漁協などが集約したデータを中間支援組織に集計を依頼し、情報の共有を図る。

### (c) ボランティアによる海岸清掃活動への支援

市民や民間団体等がボランティア活動として実施する海岸清掃に対しては、中間支援組織経由で受けた表 9 に示す申込書に対して、ごみ袋・手袋の支給を行う。この申込書は、情報共有のために、中間支援組織と共有する。

なお、地域住民、NPO 等の民間がボランティア活動として回収した海岸漂着ごみは、対馬市がこれを処理する。加えて、海岸漂着物のうち、医療系廃棄物等の危険物については、長崎県対馬振興局保健部と協力し、対馬市各振興部およびその行政センターに一時的保管箱を設け、適宜処理する、などの対応を行う。

これとは別に、中長期的には、ボランティアの意欲継続や育成のために、海岸清掃活動を行う団体等に対して、表彰等の顕彰制度も導入する。

## ③ 長崎県の役割

### (a) 長崎県海岸漂着物対策推進協議会での協議結果の情報共有

廃棄物対策課は、「長崎県海岸漂着物対策推進協議会」にて協議された事項について、全体協議会を通じて、対馬市や中間支援組織等にも情報を配信し、情報の共有を図ると共に、中間支援組織および対馬市に適切な指導や支援を行う。また、県の補助金を活用して海岸の清潔の保持を促進するため、対馬市の申請に積極的に対応する。

### (b) アダプト・プログラムの推進

対馬振興局の県管理海岸の管理部署は、市民・民間団体・企業等に対して長崎県が推進する「県民参加の地域づくり事業」に関わるアダプト・プログラムの利用を広報・推進し、海岸の清潔の保持を推進する。また、県の管理海岸で民間団体等が行う海岸清掃活動については、中間支援組織からの連絡を受けた後、これを許可すると共に関係者に周知して、トラブル防止に努める。また、その結果を中間支援組織と共有し、対馬市全

体の活動状況の把握に資する。

(c) 医療系廃棄物等の危険な廃棄物への対応

対馬振興局保健部は、医療系廃棄物等の危険物の処理に関して、中間支援組織およびこれを通じて NPO 等の民間団体に対応方法を周知するとともに、対馬市や上・中対馬振興部や各行政センターに一時保管場所を設ける際の指導を行う。

(d) 環境教育の推進

廃棄物対策課は、海岸漂着ごみの発生を抑制するために、次世代を担う子ども達に漂着ごみの元となる“ポイ捨てをしない意識”を高めてもらうための啓発活動を対馬市や中間支援組織と協力して行う。

④ 市民・民間団体の役割

地域住民あるいは NPO 等を含む民間団体は、対馬の海岸のうち、安全に清掃活動を行う観点から、「対馬市海岸台帳」にて示されているアクセスが容易で、2t トラック程度の車両も清掃対象海岸付近に入れる海岸（表 6 の A）、あるいは狭い道ではあるが軽トラックで海岸近くまでアクセスでき、回収した漂着ごみの搬出が容易な海岸（表 6 の B）を主体として海岸清掃を行う。

(a) 海岸清掃の申込みと実施

NPO 等の民間団体は、年度のできるだけ早い時期に中間支援組織事務局に年間清掃計画および「海岸清掃活動申込書」を提出し、同事務局の協力を得て清掃対象海岸を選定する。また、海岸清掃活動を申し込んだ者は、事前に「対馬市海岸清掃マニュアル」および作業安全に関する資料を読み、安全で効率的な作業方法や、適切な分別方法、危険物の対処方法、事務局への報告事項等も学習し、参加者に指導する。

また、海岸清掃活動開始時あるいは終了時には、「対馬市海岸清掃マニュアル」や漂着ごみ問題に関わる資料を基に、参加者に対して普及啓発活動も行う。

(b) 海岸清掃結果の報告

海岸清掃を実施した者または実施責任者は、海岸清掃の終了後、一定の書式に従って、同事務局に実施日・時間、実施場所、参加人数、回収ごみ量、事前事後の写真等の回収結果を報告する。

(c) アダプト制度への登録と海岸清掃の実施

市民や民間団体は、可能な限り、長崎県の「県民参加の地域づくり事業」に関わる愛護団体やアダプト団体に登録し、漂着ごみの回収活動を行う。

(d) 他団体への呼びかけ、連携と協働

地域住民や、漂着ごみ対策以外の活動を対象とする民間団体に対して、海岸清掃活動への参加呼び掛けを行うほか、他の団体が主催する行事等にも参加・連携するなど、ネットワークの拡大を図る。

⑤ 漁協・漁業関係者の役割

(a) 国・県の補助金事業による海岸漂着物の回収

漁業関係者は、「対馬市海岸台帳」で区分する車両でのアクセス困難な海岸（表 6 の C）や、船でしか行けない海岸（表 6 の D）での漂着ごみの回収・搬出事業を主に担当する。これについては、離島漁業再生支援交付金や、地域 GND 基金や海岸漂着物地域対策推進補助金等の国の予算措置時の海岸漂着物回収事業実施時に適用する。これらによる回収結果については、各漁協が対馬市や上・中対馬振興部や各行政センターに報告すると共に、中間支援組織と情報を共有する。

(b) 市民・民間団体等との連携と協働

民間団体や住民等が実施するボランティア海岸清掃にも参画し、安全作業に関する留意点や回収・分別方法に関する指導等を行う。

⑥ 土木業者・産廃業者等の民間業者の役割

(a) 国・県の補助金事業による海岸漂着物の回収

土木業者および産廃業者等の民間業者は、漁協・漁協関係者と同様、予算措置時に対馬市が実施する漂着ごみの回収事業において、「対馬市海岸台帳」で区分する車両でのアクセス困難な海岸や、船でしか行けない海岸での漂着ごみの回収・搬出作業を主に担当する。

(b) 企業の慈善事業としての清掃活動の実施

対馬島内の民間業者は、長崎県の愛護団体あるいはアダプト団体に登録し、海岸での漂着ごみの回収や、漂着ごみの発生対策としての道路脇のごみ等の回収をボランティア活動として実施することが望まれる。

注：愛護団体・アダプト団体の登録：

[http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kasen/aigo/aigo\\_yohsiki/tebiki\\_v240813.pdf](http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kasen/aigo/aigo_yohsiki/tebiki_v240813.pdf)

⑦ 国の役割

(a) 補助金申請への支援

環境省の九州地方環境事務所(福岡事務所を含む)は、大量の災害廃棄物が海岸に漂着した場合の回収・処理に関わる補助金利用に関して、対馬市の申請に対する相談への対応や、申請書の書き方の指導等の対応を図る。

(b) 情報提供

環境省の九州地方環境事務所(福岡事務所を含む)は、海岸漂着物に関する最近の情報等を、長崎県海岸漂着物対策推進協議会や、対馬市および中間支援組織を通じて関係者に提供するほか、漂着ごみ対策に関する他地域や国際的な情報、有効利用方法・啓発普及等に関する情報の提供も行う。

国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所対馬事務所は、海洋の汚染の防除の観点から、海岸漂着物情報を中間支援組織・対馬市を通じて関係者に提供する。

対馬海上保安部・比田勝海上保安署は、海洋環境保全の観点から、大量の漂流ごみや危険な漂着ごみに関する情報や漂着ごみの回収活動に関する情報を中間支援組織・対馬市を通じて関係者に提供するほか、民間団体や漁協等が行う海岸清掃への指導を行う。また、これまでと同様、小学生等を対象とした環境学習や啓発普及活動も実施し、その結果については対馬市や中間支援組織に情報を提供する。

## 4.6 海岸漂着物対策推進に関わる計画作り

### 4.6.1 計画策定の考え方

漂着ごみに関しては、発生源を断つ対策が最重要ではあるが、当面は海岸環境保全の観点から、今後も繰り返し漂着するごみを回収・処理することが必要である。

そこで、予め漁業関係者による年間の海岸清掃計画や、行政による海岸漂着ごみ対策事業を含めた年度計画が示されていれば、ボランティアや民間団体等は清掃活動を効率的に計画することができ、また回収ごみの効果的な処理計画や有効利用等に結びつけることができる。

そのため、対馬島内の効果的かつ有効な漂着ごみ対策を進める観点から、島内協議会で年間の海岸清掃予定を整理した年度計画（=年間海岸清掃計画）や、長期的には対馬市協議会で漂着ごみに関する普及啓発活動や有効活用等も含めた対策・行動計画（=数次計画）を策定・見直しして、海岸清掃活動に反映する必要がある。

このうち、海岸漂着物の回収・処理体制については、前述のように、対馬島内では関係者間の連携と協働が緒に就いてきた段階であり、現在の盛り上がりや機運を発展させて行くためには、海岸清掃体制の構築ばかりではなく、漂着ごみ対策に関わる島外処理削減＝島内処理促進や経費捻出等について、早急に検討すべき短期的課題として取組み、実現させて行くことが重要である。

一方、発生源対策も含む普及啓発活動や、対馬島内の活性化にも繋がると考えられる漂着ごみの有効利用の研究開発・普及等は、費用対効果も考慮する必要があるなど、一朝一夕に行かない検討項目でもあり、短期的課題と並行して個別対策ごとに中長期的に取組んで行く必要がある項目である。

そこで、対馬市の海岸漂着物対策に関わる行動計画を、これまで整理してきた課題と対応案に基づき、短期的課題と、中長期的課題とに分けて取組むこととする。

このうち、後者の中長期的に取組むべき課題については、今後の新しい技術や情報等も収集・整理し、対馬市協議会にて論議・対応して進めて行く。

以下に、短期的課題と中長期的課題との区分を示す。

#### 【海岸漂着物の回収・処理計画に関わる短期的課題】

- ・ 年間海岸清掃計画や数次計画の策定と実践
- ・ 海岸漂着物の島外処理費用削減(島内処理の促進)
- ・ 海岸漂着物の回収・処理に関わる財源の確保

#### 【海岸漂着物対策に関わる中長期的課題】

- ・ 普及啓発活動に関わる活動方針や活動計画の策定
- ・ 発生抑制対策のうち、対馬島内での発生抑制対策
- ・ 同 、近隣諸国での発生抑制対策の現状の把握
- ・ 同 、韓国等との協働の進展
- ・ 漂着ごみの有効利用

## 4.6.2 短期的取組事項

### (1) 「年間海岸清掃計画」の立案と実践

#### ① 「対馬市海岸台帳」による海岸清掃実施主体の役割分担

前節で示したとおり、漂着ごみの回収作業を行う海岸については、「対馬市海岸台帳」を基に、海岸へのアクセスおよび回収・搬出の難易と安全性の観点、および実施団体の経験と技術力等の観点から、それぞれの主体が実行可能な海岸にて海岸漂着ごみの回収作業を行う。

これにより、市民や民間団体が通常時に行う海岸清掃活動の範囲や、県あるいは国の予算措置時に回収・処理事業として実施する海岸清掃の対象海岸を明確にし、適切な役割分担を行う。

このうち、前者の通常時に清掃活動を実施するアクセスが容易な海岸については、島外からのボランティアの受け入れ時の海岸選定も容易となる。これによって、ボランティア活動を単位化している大学等への参加呼びかけ等による海岸清掃活動の活発化や交流が期待できる。

また、後者の回収事業においては、車両でのアクセスが困難な海岸で、船でしかアクセスできないような海岸、あるいは徒歩でアクセスできても回収した漂着ごみの搬出は船でしかできないような海岸での作業を想定しており、漁業者や民間業者等の作業に適した海岸清掃活動となる。

加えて、大量の流木等の漂着によって、緊急を要する漂着物の回収作業においては、機動力のある民間業者に委託する等の方法が適切である。

すなわち、技術力や機械力が必要な環境下での作業に長けている団体（漁業者や民間業者等）には回収・搬出作業が厳しい海岸で、市民や民間団体には比較的作業環境の良い安全な海岸で、それぞれ海岸漂着物の清掃活動を行うことが妥当かつ適切な役割分担となる。

この役割分担については、将来的な人口減少や高齢化も視野に入れて、多様な主体間の連携を図って行く必要がある。例えば、高齢者が多い集落では近隣海岸の清掃も困難となることが考えられるため、対馬市は当該地区の区長等からの要請・申し入れに基づき、中間支援組織を通じてボランティア団体等に海岸清掃の実施依頼を行う等の計画も立案して行くことが考えられる。

そのため、対馬市は、全体協議会・島内協議会の開催やワーキングまたは作業部会での検討を通じて、中間支援組織や民間団体等と常に連携・協働し、情報を共有して海岸清掃活動の進展を図ることとする。

なお、この役割分担の基本となる「対馬市海岸台帳」については対馬市が中間支援組織に管理・運用を依頼するほか、市民や民間団体の清掃希望については中間支援組織が集約して対処するなど、効果的・効率的な海岸清掃活動の進展を図る。

#### ② 年間海岸清掃計画の調整・公表および結果の公表等

対馬市においては、ここ数年、離島漁業再生支援交付金等を利用して、漁業者が実施する海岸清掃活動が春または秋に実施されている。今後、これら活動については、対馬市およびその出先機関が情報を整理した後、中間支援組織の事務局に情報を集約して漂着ごみの回収計画や結果に関する情報を公表する。また、島内の地域住民や民間団体が行うボランティア海岸清掃に関する予定や結果についても、情報を整理してHP上に公表する。

具体的には、いつ、どの海岸で、どの漁協が海岸漂着ごみの回収を実施するのか等の予定、並びに、回収作業後にはごみの分類群ごとの回収量や参加人数等の結果について中間

支援組織に集約し、同組織はこれら海岸清掃活動に関わる計画（年間海岸清掃計画）や結果情報を HP 上で随時公表するとともに、年度末にはそれらを整理して年間の清掃結果も公表する。

年間海岸清掃計画については、対馬市を始めとする関係者が年度の早い時期に集まって論議・調整するための島内協議会を開催し、市民や民間団体が行う海岸清掃活動に関わる情報集約や関係者との調整を行う。

また、年初計画とは別に、島内外のボランティア等が海岸清掃を申し込み・実施する場合は、申し込んだ者が申込書(例：表 9)を用いて中間支援組織の事務局にメールや FAX 等にて連絡する。

中間支援組織の事務局は、短期間内における同じ海岸での清掃実施を避け、アクセスの難易や作業の安全性、あるいはトイレの有無、年度内での実績・他の清掃計画・頻度等を考慮し、清掃対象海岸を推薦する。

また、中間支援組織の事務局は、平成 25・26 年度に海岸漂着物地域対策推進補助金にて実施した前述のモニタリング調査を引き継ぎ、時期と定点を絞る等によって、市民や民間団体と協力して調査を実施する。

このほか、長崎県対馬振興局に海岸清掃を行うアダプト団体や愛護団体が実施する海岸清掃活動についても、中間支援組織が情報を集約して HP 上で公開し、関係者に周知すると共に参加者の募集に協力する。

これら手続きによって、関係者間の情報の共有を図り、効果的で計画的な海岸清掃活動を行う。

## (2) 回収漂着ごみの島内処理の推進およびそれによる経費削減

海岸清掃活動の障害となっている島外処理費を削減するために、対馬クリーンセンターでの処理促進を図る。具体的には、回収した漂着ごみの脱塩施設を設置して対応する。

この漂着ごみの脱塩については、対馬市が平成 26 年度に実施した脱塩試験の結果、波打ち際に漂着した流木でも 2 ヶ月間に 700mm 程度の降雨があれば、一般家庭から排出されるごみと同程度以下の塩分となり、クリーンセンターでの処分に差し支えないレベルとなっている。この方法等で漂着ごみの脱塩を行うことにより、これまで島外処理していた漂着ごみの島内処理を推進する。特に、量的に多い漂着ごみのうち、発泡スチロールは既存の油化装置でリサイクルし、流木等の木材はチップ化してボイラーの燃料等としての利用を図る。このほか、牛舎の敷き藁や公園等でのマルチング材としての利用も検討するほか、プラスチック類は対馬クリーンセンターにて焼却処分を行う。これにより、島外処理費の削減を図る。

なお、プラスチックブイ等の大型で固いごみについては、より大型のプラスチック類の破砕装置の導入を図り、対馬クリーンセンター等での処分促進を図るなどの検討を行い、実施に供する。また、外国製のプラスチックブイの中には、海藻や貝類等の付着防止のために重金属類を含む素材が含まれている可能性があるため、今後その処理方法に関わる情報も収集し、適切な処理方法を検討する。

## (3) 海岸漂着物の回収・処理に関わる財政の確保

対馬市の海岸漂着物対策の実施に当たっては、国・県等による大規模な海岸漂着物の回収事業に関わる予算措置時以外の通常時に行う海岸漂着ごみの清掃活動に使用する予算確保も重要となる。そのため、次のような措置を取ることが考えられる。

### ① 国・県の補助金の積極的利用

地域 GND 基金や海岸漂着物地域対策推進補助金等による漂着ごみの回収事業は、平成

26年度以前は漁協に一括委託されてきたが、市民等によるボランティア海岸清掃活動への支障発生の場合があるほか、将来的な漁業関係者の高齢化も考慮し、これら回収事業については、漁業者以外に土木業者や産廃業者等の民間業者への委託も実施して行く。

また、年度によっては海岸漂着物地域対策推進補助金が造成されない、あるいは補助率に変更がある場合を考慮し、漂着ごみの回収・処理に関する財源捻出のために、長崎県が平成14年度から設けている「市町が行う漂着ごみ回収事業費の助成」や、環境省や農林水産省・国土交通省の災害廃棄物処理に関わる補助金の利用を図る。そのため、対馬市はこれら補助金申請のため、申請手続きのマニュアル化を行っておくことが効率的である。

ただし、前節での説明のとおり、長崎県や環境省等の補助金には対馬市の負担分が必要となるため、次節のように、対馬市の海岸漂着物に関わる独自の財源確保の検討も行っておくことが効果的である。

## ② 補助財源の確保

上記長崎県や環境省等の補助金利用においては、対馬市の負担分が発生する。これを賄うために、対馬市独自の財源の確保が望まれる。

対馬市も調査対象となっていた環境省の「平成19・20年度漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査」報告書では、その財源確保のために「法定外目的税の導入」を提案している。この法定外目的税は、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を各地方自治体が条例を定めて設ける税のことであり、これまでいろいろな地方公共団体で設定されている（例：沖縄県伊是名村の環境協力税）。法定外目的税を導入するためには、これに関する条例を作り、総務大臣からの許可を得ることが必要となる。

環境省の報告書においては、この法定外目的税を対馬市の漂着ごみの回収・処理活動への充当を主目的とするほか、島内からの発生抑制対策も念頭において観光地を主体とする環境美化に利用することを提案している。

法定外目的税導入の根拠としては、韓国から対馬への旅行者および島外からの入島者の数が一定人数を見込めることである。前者は平成19年度で14万人弱（「対馬市市民協働（共働）推進指針」より引用）となっており、後者も含めると、現状の入島者は20万人/年以上に達していることが推察される。

これら島外からの来訪者に対し、沖縄県伊是名島での施策と同じように、“環境の美化、環境の保全、観光施設の維持整備”等を目的とした（仮称）「環境保全協力税」等と称して、例えば一人一回当たり100円徴収すれば年間2千万円以上の税収となる。このうち、観光地や町内美化のために半分程度を利用するとし、残りを対馬の海岸環境保全のために利用することが提案されている。

後者の費用で、本事業で別途作成する「対馬市海岸台帳」に基づく海岸清掃順位・方法等による対応を図るほか、条例の中で漂着ごみの処理施設建設（例：前述の“脱塩・脱砂処理施設”等の漂着ごみ処理推進施設）も行えるようにする、などが考えられる。

なお、先に示した補助金と併せ、漂着ごみの回収・処理に関わる予算拠出の例を表12に示す。

表 12 漂着ゴミの量と回収・処理費に応じた財源利用方法の案

区分	回収・処理費の条件	農林水産省・ 国土交通省 補助金(1)	環境省 補助金(2)	長崎県 補助金(3)	他の財源(4)
非災害時	150m <sup>3</sup> 以上		○		
	150m <sup>3</sup> 未満			○	
	地先海岸の定期清掃時の 処理困難物対応				○
	ボランティア清掃時				○
	上記2件の用具代、処分費				○
災害時	1,000m <sup>3</sup> 以上	○			
	事業費40万円以上の経費		○		
	同 40万円未満の経費			○	○
上記補助金の対馬市負担分		1/2	1/5	3/10	—

注： 1. 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業。海岸保全区域から1km以内で、1,000m<sup>3</sup>以上のごみ  
量の場合  
2. 災害等廃棄物処理事業費補助金。40万円以上の事業費で、150m<sup>3</sup>以上のごみ量の場合  
3. 市町が行う漂着ごみ回収事業経費への助成。420万円以内  
4. 平成19・20年度環境省報告書では「法定外目的税」の導入が提案されている。

#### 4.6.3 中長期的取組事項

以下については、短期的取組事項と平行して検討・実施して行くと共に、漂着ごみの有効利用のように、新技術や費用対効果の検討も行って中長期的に対処して行く。これらについては、対馬市協議会のうちの全体協議会や島内協議会等にて意見交換し、適切な計画を策定し、実行に移す。

##### (1) 普及啓発に関わる活動方針・活動計画の策定

対馬市は対馬振興局保健部と協力して、環境教育のためのポスターやパンフレット等の資料の作成等を中間支援組織に依頼し、これら資料やモニタリング調査結果、並びに「対馬市海岸清掃マニュアル」等を用いて、計画的に啓発普及活動を行う。

その活動に当たっては、どの世代、あるいはどの団体等を対象とするのかという活動方針のほか、誰が、いつ頃、年何回実施するのか等の年間の活動計画を立てる。活動計画は、年間海岸清掃計画と同様、あらかじめワーキングまたは作業部会において協議・立案し、島内協議会に諮って立案する。なお、普及啓発の実施者は、中間支援組織やNPO等の実務者や対馬振興局保健部とする。

特に、普及啓発対象としては、次世代を担う小中学生や高校生を主対象とし、繰り返して普及啓発活動を行うことによって、漂着物を含む廃棄物問題への意識高揚を図る。また、対馬市内の行政のほか、警察・消防等を含む役所、商工会、各種業界団体等も対象とした普及活動を行う。

なお、対馬市の道路には、飲料缶やペットボトルのポイ捨てが多いことから、教習所での講習時や警察署での運転免許証更新時の講習時にも普及啓発を行うよう、協力を求める。

また、ポスターやパンフレットについては、これら機関に配布すると共に、韓国からの旅行者が主に対馬に入る比田勝港・厳原港のほか、島外者が入島する対馬空港にも掲示し、漂着ごみ問題への啓発を図る。

##### (2) 発生抑制対策に関わる事項

###### ① 対馬島内での発生抑制対策

前述のとおり、対馬の道路には、飲料缶やペットボトルのポイ捨てが多い。また、河川においては、これら飲料容器のほか、農業用肥料の空き袋、店舗のレジ袋等が散見されて



いる。加えて、街中には煙草の吸殻のポイ捨てが目立つ。これらは、梅雨時や台風襲来時の風雨によって河川に、やがては海に流れ出て、対馬の海岸漂着物になる。

いずれも基本的なマナーを欠いている行為であり、島内美化および島内から海岸漂着物を発生させないために、ポイ捨てをさせない工夫を行う。

具体的には、観光地では、対馬の木材を使用したごみ箱を一定間隔で配置して定期的にごみを回収する、飲料容器については飲料容器リサイクルシステム\*の導入等が考えられる。また、併せて、ポイ捨て防止のための環境教育を実施して行くことが必要である。

\*：例として、「NPO 法人 持続社会を実現する市民プロジェクト」の活動がある。  
<http://jizoku-shakai.org/sub3.html>

## ② 近隣諸国での発生抑制対策の現状の把握、韓国等との協働の進展

対馬の漂着ごみの中で、比較的目立つ海外製品としては、韓国や中国の生産物が上げられる。

このうち、韓国においては、「OSEAN」等の民間団体が海岸漂着物に関わる対策に着手し始めており、同団体による活動を通じて、対馬に漂着する海外製品が減少することも考えられる。

そのため、その活動方法に関する情報を把握し、同団体との連携を図ることによって、対馬から発生するごみの削減・発生防止方策に資する。また、対馬島内で実施するモニタリング調査\*\*を通じて、海外製品の漂着状況の変化を把握する。この情報を韓国側にも提供し、双方で海岸漂着物の減量を図る等の連携と協働を進める。

\*\*：モニタリング調査は、「海岸漂着物処理推進法」でその必要性が謳われている。対馬市では、「平成 25・26 年度対馬市海岸漂着物地域対策推進事業業務委託」で実施していたモニタリング調査を、回数や地点数等の規模を縮小しても継続を図ることが望まれる。

## ③ その他の発生抑制活動

### (a) 対馬市海岸台帳、対馬市海岸清掃マニュアルの更新

今後、道路や海岸、港湾等の整備の結果、海岸へのアクセスの難易度が変わることもあり、市や中間支援組織に寄せられた情報を基に、対馬市は「対馬市海岸台帳」の更新を中間支援組織に随時委託する。また、効率的な海岸清掃手法を用いるなど、作業部会等で改定案が提案され、島内協議会および全体協議会で了承が得られた場合は、「対馬市海岸清掃マニュアル」を同様な方法で更新する。

更新した海岸清掃マニュアルについては、発生抑制対策に関わる普及啓発活動に用い、また、改訂された海岸台帳・マニュアルについては、対馬市や中間支援組織の HP 上で公表する。

### (b) モニタリング調査結果の掲示

モニタリング調査結果については、中間支援組織が整理し、ごみの組成・量の変化や考察結果等を中間支援組織の HP 上に掲載し、海岸清掃活動への参加呼びかけを行うと共に、漂着ごみ対策の課題も示し、発生抑制対策の資料とする。

## (3) 漂着ごみの有効利用

対馬市では、現在、漂着ごみのうち、発泡スチロールの油化装置や、流木の破碎装置が導入され、その有効利用について一定の成果を出している。また、一部の NPO 法人では、漂着流木の木炭化や、発泡スチロールの減容化システム（軽自動車に積んで海岸にて減量）の導入を図っており、これら取組に関する情報をワーキングや作業部会を設けて共有して、継続的な試験の実施や、費用対効果の検討を行い、長い目で見て資源としての利用可能性

を検討する。これらの中で、実用に値する有効利用方法を島内協議会・全体協議会にて協議し、環境省の補助金等を利用して機器の導入等を図る。

#### (4) 漂着ごみの処理

前述のとおり、回収した漂着ごみについては、脱塩して島内処理し、島外処理費を低減することが適切であり、これにより島内での海岸清掃活動の促進やボランティアの育成にもつながる。

その「島内処理」に関して、今後、一般廃棄物処理に関する基本計画や処理施設整備計画を検討する際には、現状のクリーンセンターで処理を続けるのか、その耐用年数および漂着ごみの処理促進も考慮した新処理施設や有効利用も含めた資源化施設を検討するなど、漂着ごみについても対応できるマスタープランを策定する必要がある。

#### (5) その他

漂着ごみに関連して、海岸に漂着する前あるいは海岸から流出して海洋を漂う「漂流ごみ」、および海底に沈んで堆積している「海底ごみ」も海洋の汚染源となるため、行く行くは漂着ごみも含めた「海洋ごみ」としての対策が必要である。

これらに関しては、対馬市協議会の全体協議会において提供される島外有識者からの回収・処理技術等に関する最新情報を基に、対馬にとって有効な方法を模索して対処して行く必要がある。

卑近な例として、漂流ごみについては、漁業者が操業中に回収してきたごみを漁港内にカゴなどの脱塩施設を設けて脱塩した後に市がこれを処理するなどが考えられる。また、海底ごみについては、対馬の海でダイビングを楽しむ団体や個人に、潜水時に無理のない範囲で海底のごみを港に持ち帰り、上記の脱塩するためのカゴなどに回収して処理する、などの対応が考えられる。

このような関係者間の連携も含めて、海洋ごみ対策を進めて行くことが必要である。

以上の対馬市行動計画の対策と役割分担をまとめると、次表のように概略整理される。

表 13 「対馬市の海岸漂着物対策推進行動計画」に関わる対策と役割分担

主要課題	対策メニュー	内容	取組み方		役割分担					
			短期	中長期	行政	中間支援組織	市民・民間団体	漁協・漁業者	民間業者	
海岸漂着物の回収・処理体制	情報の共有	協議会の開催、中間支援組織に情報を集中・公開	○		○	◎	○	○	○	
	適切な役割分担	対馬市海岸台帳に基づく海岸清掃の実施 主体別の対象海岸の設定	○		○	◎	○	○	○	
	海岸清掃活動	通常時の海岸清掃		○		○	○	◎	○	
		予算措置時の海岸漂着物の回収		○		○	○	○	◎	◎
		災害等非常時の海岸漂着物の回収		○		◎	○	○	○	◎
海岸清掃活動に関わる民間への支援	トイ袋・手袋等の支給、 回収ごみの処理(運搬・処分)		○		◎	○				
回収・処理計画	海岸清掃計画	年間計画、数次計画の策定と実施	○		○	◎	○	○		
	海岸漂着物の回収・処理に関わる経費削減	島内処理の実施・島外処理費削減	○		◎	○	○			
	海岸漂着物の回収・処理に関わる財源確保	補助金の利用促進のための申請手続きのマニュアル化		○		◎	○			
		その他の財源の確保		○		◎				
	漂着ごみに関わる調査	モニタリング調査の継続実施	○		○	◎	○			
	漂着ごみの有効利用	利用試験の継続、費用対効果・実現性等の検討と実践		●		◎	○	○		
普及啓発	活動方針・活動計画策定と実践	時期・対象等を含む活動計画と実践		●	○	◎	○			
発生抑制対策	対馬島内での発生抑制対策	ポイ捨て・不法投棄の対策およびそれらの防止の呼び掛け		●		◎	○	○	○	
	韓国等との協働の進展	情報の共有、対策の立案、県・国との連携		●		◎	○	○		
その他	漂流ごみ・海底ごみ対策	回収・処理方法の検討と実践		●		◎	○	○	◎	

注：「取組み方」の凡例

「○」は短期的取組み事項。極力早く取組むべき事項（決定後は中長期的に継続実施）

「●」は中長期的取組み事項。今すぐには対処できないか、短期的取組と平行して検討・試行し、実行可能性とその方法を模索すべき項目

「役割分担」の凡例

「◎」：主体的役割を果たす

「○」：支援・協力